

経 営 強 化 計 画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 23 年 9 月

株式会社 筑 波 銀 行

目 次

はじめに	1
1. 経営強化計画の実施期間	2
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	
① ~④ 茨城県の現状～当行の取り組み	2
⑤ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢	6
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	7
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	13
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	14
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	
① 被災者への信用供与の状況	15
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	17
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	41
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策	42
③ 早期の事業再生に資する方策	44
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	45
3. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	
(1) 金額・条件 (2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	46
4. 収益の見通し	
(1) 平成 23 年 3 月期決算の概要 (2) 平成 23 年 9 月期以降の収益の見通し	48
5. 剰余金の処分の方針	51
6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針	52
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	54
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらについての今後の方針	55
7. 経営強化のための計画の前提条件	57

はじめに

株式会社筑波銀行（以下、「当行」または「筑波銀行」という）は、平成 22 年 3 月 1 日に株式会社関東つくば銀行（本店：茨城県土浦市、以下、「関東つくば銀行」という）と株式会社茨城銀行（本店：茨城県水戸市、以下「茨城銀行」という）が合併して誕生いたしました。当行は恵まれた営業基盤を活かし、「お客さま」、「株主さま」、「地域社会」、「従業員」という全てのステークホルダーに満足していただけるよう、永年築き上げてきたノウハウと人材を活用することにより、質の高い金融サービスの提供を行っております。また、合併によるシナジー効果を最大限に発揮して収益力を強化し、より強固な財務基盤を確立することにより企業価値の向上を図るとともに、金融機関としての社会的責任を自覚し、地域経済活性化のために惜しみない貢献を行っております。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分頃、三陸沖、宮城県牡鹿半島の東南東 130Km 付近の深さ 24Km を震源とするわが国観測史上最大となるマグニチュード 9.0 の巨大地震（「2011 年東北地方太平洋沖地震」）が発生しました。当行の主たる営業基盤である茨城県の一部地域においては震度 6 強を観測するなど、津波や液状化現象の発生により県内各所に甚大な被害を及ぼしました。後日「東日本大震災」と命名された未曾有の大震災は、その後の二次被害、間接被害も含め大きな爪痕を残し、茨城県は第 4 位の被災県とも言われております。

当行は、この度の東日本大震災において被災されたお客さまや、間接的に損害を被ったお客さまに対して十分な金融仲介機能を果たし、震災復興に向けた取り組みに対する支援を積極的に行っていくことが、地域金融機関としての使命と認識しております。当行の現在の自己資本比率は、国内基準行に求められている 4%を上回る 8%台であり、十分な健全性を確保しておりますが、かかる使命を万全の態勢で果たし、地域の中小企業等のお客さまへの安定的かつ円滑な資金供給機能をこれまで以上に積極的に果たし、地域の面的な再生に資するためには、財務基盤の更なる強化を図ることが必要であるとの判断に至り、この度、国の資本参加を申請することとし、この経営強化計画を策定いたしました。

1. 経営強化計画の実施期間

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 1 項」の規定に基づき、平成 23 年 4 月より平成 28 年 3 月までの経営強化計画を策定いたしました。

東日本大震災の被害は甚大であり、被災地域が広範にわたっております。また、地震、津波、そして原子力発電所施設の事故など事象が複合的に及んでおり、二次被害、風評被害等の先行きにつきましては非常に不透明であることから、地域経済が震災から完全に復興するにはかなりの長期間を要するものと思われまます。そのような背景において、平成 23 年 7 月 29 日に国の東日本大震災復興対策本部から出された「東日本大震災からの復興の基本方針」においても復興需要が高まる当初の 5 年間で「集中復興期間」と定めており、当行におきましては本法律において最長と定める 5 年間の計画を策定いたしました。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

①茨城県の現状

当行の主たる営業基盤である茨城県は、平坦で肥沃な土地と首都圏に近い地理的優位性により、古くから農業が発展し、現在、農業産出額は全国第 2 位であります。また、太平洋沿岸部を中心に工業の集積も大きく、工業出荷額は全国第 8 位となっております。

県北地域には、明治以降日立市を中心に日立製作所の企業城下町が形成され、昭和に入ると県央地域のひたちなか市を中心に電気機械工業などが集積いたしました。鹿行地域（県東地域を指す）には、昭和 40 年代に鹿島臨海工業開発により鉄鋼業や石油化学工業などのコンビナートが建設されました。次に県西地域ですが、この地域は農業中心の地域と言われておりましたが、最近、自動車産業の立地が決まり、今後、部品工業の進出を含めて工業発展が期待されております。県南地域は、昭和 50 年代に筑波研究学園都市が建設され、平成 17 年にはつくばエクスプレスが開通して、わが国の研究開発・技術革新をリードする地域となり、人口も増加基調にあります。

また茨城県は、つくばエクスプレス、北関東自動車道、圏央道、常陸那珂

港といった、鉄道、高速道路、国際貿易港、そして首都圏 3 番目の空港である茨城空港など、陸・海・空の交通インフラ整備によって、人とモノの交流基盤となる交通ネットワークの拡充が急速な勢いで進展しており、当県の将来性は非常に高いものと考えております。

②茨城県の経済環境

平成 20 年のリーマンショックに端を発した世界同時不況から、各国の緊急的な財政・金融政策や新興国の高い成長を背景に、日本経済は輸出を中心に回復を続けてまいりました。茨城県内の経済情勢も、こうした国内外と連動した動きを見せ、輸出関連企業や政策効果を受けた企業の業績が回復し、弱い動きではあったものの家計への波及も見られました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大地震によって、それまでの経済情勢が一変しました。生産活動においては、それまで持ち直しの動きが見られましたが、震災直後から、生産設備の毀損などによりあらゆる業種において大幅な落ち込みを見せました。また、個人消費についても、それまでの持ち直しの動きから、震災後に消費者マインドが悪化し、足下では大幅な落ち込みが見られました。

一方、震災からの復興の動きも活発化しており、休業中であった工場が稼働再開するなど、生産は、一般機械、電気機械、鉄鋼、電子部品・デバイスなど幅広い業種で回復しつつあり、個人消費についても、乗用車販売は依然として落ち込んでいるものの、夏物衣料品や家電品を中心に回復基調が見られております。

【茨城県の主な経済指標】

(出所:日本銀行水戸事務所 茨城県金融経済概況)

			震災前		震災後		
			2011年1月	2月	3月	4月	5月
鉱工業生産指数(季調)	前月比 %	茨城県	5.4	6.1	▲ 38.4	7.2	30.7
		全国	0.0	1.8	▲ 15.5	1.6	6.2
大型小売店売上高	前月比 %	茨城県(日銀調べ)	2.3	4.2	▲ 40.3	▲ 9.2	5.3
		全国(経産省調べ)	▲ 0.7	0.5	▲ 7.5	▲ 1.9	▲ 2.4
乗用車新車登録台数	前年比 %	茨城県	▲ 21.3	▲ 14.4	▲ 37.8	▲ 52.7	▲ 42.6
		全国	▲ 25.9	▲ 13.8	▲ 37.4	▲ 48.5	▲ 33.3
新設住宅着工戸数	前年比 %	茨城県	21.0	▲ 4.8	▲ 12.9	▲ 12.5	18.0
		全国	2.7	10.1	▲ 2.4	0.3	6.4
有効求人倍率(季調)	倍	茨城県	0.59	0.61	0.61	0.61	0.61
		全国	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61

③茨城県の震災における影響

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分頃、宮城県牡鹿半島の東南東 130Km 付近の深さ 24Km を震源とするわが国観測史上最大となるマグニチュード 9.0 の巨大地震（「2011 年東北地方太平洋沖地震」）が発生いたしました。茨城県内では、最大で震度 6 強を観測するとともに、県内平均で 18.1cm の地盤沈降が起こっております。沿岸部においては津波が押し寄せ、液状化現象も見られました。茨城県は、東北 3 県（岩手県、宮城県、福島県）に次いで、第 4 位の被災県となり、日本政策投資銀行の資本ストック被害金額の推定では 2 兆 4,760 億円に及んでおります。死者・行方不明者は 25 名でありましたが、地震による負傷者数は 694 名と多く、住宅被害では、全壊は 2,247 戸と少なかったものの、半壊 15,428 戸、一部破損 134,673 戸と、県内広範囲にわたって大きな被害を受けております（以上、平成 23 年 6 月末日現在、出所：茨城県 HP、警察庁 HP）。また、この結果として、地震保険の支払件数は宮城県に次いで第 2 位となっております。

【茨城県の被災状況】

平成 23 年 6 月末日現在

人的被害		住宅被害		
死者 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
25 名	694 名	2,247 戸	15,428 戸	134,673 戸

（出所：茨城県 HP、警察庁 HP）

さらに、今回の地震では、太平洋沿岸部を中心とした製造業の設備被害が大きく、日本政策投資銀行の推定では、5,300 億円にも及ぶものと見られております。特に、日立市やひたちなか市に集積している一般機械や電気機械、半導体・精密部品関連の工場や、鹿嶋市や神栖市に集積している化学、鉄鋼、石油関連工場等で大きな被害を受けたことにより、自動車や電気機器のサプライチェーンの寸断問題が発生しました。3 月中に生産再開をした企業も多くありましたが、復旧までに半年以上かかるケースもあり、全面操業までにはしばらく時間を要す模様です。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故による茨城県内への影響も深刻であります。3月には原乳が原子力災害特別措置法に基づいて出荷停止指示を受け、野菜でもホウレンソウ、カキナ、パセリが出荷停止指示（現在解除済み）を受けました。6月に入ると茶葉にも出荷停止指示が出ております。水産業では、3月は安全確認のため出漁できなかった他、4月上旬には北茨城市沖で採取したコウナゴから基準値を越す放射性物質が検出されたためコウナゴ漁を自粛いたしました。これを受けて、漁業団体では、平成23年4月30日付をもって今年のコウナゴ漁を再開しないことを決定しております。農林水産業への被害はそれだけに留まらず、風評被害が発生し、市場価格が大きく下落いたしました。取引が中止される等の被害も出ており、事業存続の危機に直面している事業者も出ております。

④当行の取り組み

当行の主たる営業基盤である茨城県は未曾有の大震災により甚大な被害を受けております。当行は、「地域のために」そして「未来のために」、東日本大震災で被災された中小企業等のお客さまや間接的に損害を被ったお客さまに対して、地域金融機関として十分な金融仲介機能を果たし、復興に向けた取り組みに対する支援を積極的に行ってまいります。

当行では、震災直後から営業本部長を委員長、融資本部長と総合企画部担当役員を副委員長とした「震災復興委員会」を設置し、各部横断的に復興支援に取り組んでおります。従来から実施している事業性融資全先訪問により、お客さまの直接的、間接的な被災の状況を蓄積し、お客さまのニーズを把握した上で、信用供与、経営支援、事業再生など、「地域銀行として何が出来るか」といった視点に重点を置き、行動しております。個人のお客さまに対しても同様であり、住宅ローン利用者の全先訪問、アパートローン利用者の全先訪問、当行で年金を受け取っている世帯の全先訪問等を実施し、実態把握と顧客ニーズの把握に努め、適切なソリューションメニューを提供しております。

当行は、国や県、市町村等の自治体や、大学、研究機関など幅広い分野との連携等を通じて、被災地域における社会経済の再生及び活力ある地域の面的な再生のため、全役職員一丸となって、震災復興支援に大きく関わってまいります。

⑤中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢

当行は、これまでも企業のライフステージに応じた中小規模の事業者に対する円滑な信用供与に努めてまいりました。「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」を経営の基本理念とする当行にとって、地域の震災からの復興に資することは、まさに地域金融機関としての当行の使命です。

平成22年3月1日の合併により、関東つくば銀行と茨城銀行がそれぞれにおいて永年築き上げてきたノウハウや人材、店舗網など両行の強みや特色を集積し、それらを遺憾なく発揮することで、質的にも、規模的にもこれまで以上にグレードアップさせた地域密着型金融を当行のビジネスモデルとして推進してまいりました。

そのような中で発生した東日本大震災は、当行のビジネスモデルを見直す契機となりました。当行が目指す姿は、まさに新銀行が目指している全先訪問をツールとした「面の活動」を、震災復興支援を通じて実践していくことです。東日本大震災によって直接的、間接的に被害を受けた中小規模の事業者等地域における全ての皆さまに対して、信用供与、経営支援、事業再生支援、ソリューション活動等において従来以上に踏み込んだ対応を実践していくことが、当行の使命と認識しております。

当行では平成23年6月末現在で対象先が21,511先ある事業性融資全先訪問を、当行の営業スタイルとして定着させてまいりました。支店長席をはじめとして取引先を面的に訪問することで、企業実態を通じた地域経済の動向やお客さまの経営実態を直接把握しております。その情報は、従前は紙ベースで管理をしておりましたが、平成23年4月より営業支援システム(SFA)を活用した蓄積と分析を始めました。蓄積、分析した情報は営業店だけに留め置かず、ブロック長、本部、役員そして頭取までタイムリーに共有することが出来、様々な角度から情報を検証することで、これまで以上にお客さまへの適切な金融仲介機能の発揮を行ってまいります。

また、全先訪問の実効性を高め、地域の復興に全力で取り組むために、体制面の整備も併せて行っております。本部組織の見直しと共に、店舗統廃合等により捻出した人員を戦略的に営業部門へこれまで以上に振り向けてまいります。特に被災の激しい地域へ法人担当、ローン担当の専担者を配置することにより、お客さまとの接点を増やし、地域の面的な再生に貢献してまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(ア) 事業性融資全先訪問による被災状況の実態把握と対応について

当行は震災発生後、従来から実施しております「事業性融資全先訪問」について、震災による被害状況の把握と、適時適切な信用供与を中心とした支援を行うことを目的とした体制に変更しております。

実施体制として、従来からの基本体制である支店長席(支店長、一部大型店では副支店長も含む)、営業担当役席、営業担当者と管理担当先を区分した階層別顧客管理に基づく訪問に加えて、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの3ヶ月間で、改めて支店長席が全事業性融資先を訪問し、代表者等との面談や現地調査を実施しております。支店長が自ら訪問することで、震災による影響をより具体的に把握し、高度で迅速性のあるニーズ対応を行っております。

現在当行は、8ブロックを基本とした組織体制を機軸にリレーションシップバンキングを実践しておりますが、今般の震災発生に際しては、全ブロック長を平成23年4月1日付けで執行役員クラスとし、営業戦略・戦術等のトップダウンと顧客に関する事項を中心とした情報のボトムアップをよりスピーディーかつ確実に実施できる布陣といたしました。

また、平成23年4月1日から営業支援システム(SFA)を本格稼働させ、支店内はもとより、本部と営業店間、ブロック間の情報共有化を図っております。

A. 事業性融資全先訪問の実施状況について

【4月～7月の訪問状況一覧】

下表は、支店長席での事業性融資先の訪問実績を全店累計したものです。当月訪問先数には同一融資先で複数回訪問した先もカウントされています。直接被害の大きい日立ブロック(99.9%)、水戸ブロック(98.0%)、鹿嶋ブロック(92.6%)については、訪問率が高水準となっております。

訪問月	対象先数	当月訪問先数	当期訪問累計	当期訪問率
4月	21,485	9,065	9,065	42.20%
5月	21,491	7,666	14,096	65.60%
6月	21,511	8,597	19,551	90.90%
7月	21,534	7,491	20,075	93.20%

震災以前の事業性融資全先訪問は、平成22年3月の合併以来、システム統合や店舗統廃合などの施策を次々と推進する中で、より顧客とのリレーションを強固にし、顧客ニーズを的確に把握することを目的として実施してまいりました。

これに対し、平成 23 年上期の事業性融資全先訪問は従来の目的を保ちながら、震災による顧客の被災状況、ニーズ等について、支店長⇒ブロック長⇒営業推進部⇒経営陣へと迅速に報告すると共に、震災関連の情報については、営業支援システム(SFA)の情報データ(震災カテゴリー)に入力し、情報の共有化を図っております。顧客との個別の訪問結果については、同システムの顧客交渉履歴により全役員および本部関係部署においても、全店分が閲覧可能となっております。

B. ブロック長の関与

事業性融資全先訪問によって得られた情報につきましては、ブロック長が掌握する体制を構築しております。訪問の結果につきましては、支店長からブロック長に報告がなされるルールとなっており、ブロック長は全先訪問の情報によって、ブロック内の動向についてタイムリーに掌握できる仕組み作りをしております。また、ブロック内の主要取引先につきましてはブロック長自ら定期的に訪問すると共に、全先訪問の情報により把握した大型融資案件等につきましても、ブロック長が同行訪問するなど、情報管理と進捗管理を徹底しております。

なお、各地域の経済、政治、社会等の動向につきましては、毎月ブロック長から「地域営業概況レポート」として本部、役員への報告がなされておりますが、震災の影響等につきましても、4 月～5 月にかけて主要取引先をブロック長が訪問を実施するなどして、担当ブロック内の状況等について詳細な報告がなされております。

今後につきましても、本部とブロック長の連携を強め、事業性融資全先訪問の実効性を高めていく所存です。

【ブロック長報告による各地域の被害状況】

下表は営業推進部が各ブロック長に自ブロック内の被災状況の状況について報告を求めたものです。

- 震災発生から 5 月末までの状況についての報告内容です。
- 一次被害は県北地区（日立ブロック）、県央地区（水戸ブロック）、鹿行地区(鹿嶋ブロック)の 3 地域で顕著です。
- 二次被害・間接被害は経済規模の大きい県南地区（土浦ブロック、牛久ブロック）で顕著になっています。

	一次被害	二次被害・間接被害
県下全域	店舗・建物・工場・倉庫・居宅 全壊・半壊・一部損壊	売上減少、材料・部品仕入遅延、工事延期、風評
地区別	主な一次被害の詳細	主な二次被害・間接被害の詳細
県南地区	運搬道路使用不能	22年産米の高騰
	建物敷地の地盤沈下	自衛隊員の被災地派遣による売上減少
	居宅屋根・瓦、柱の損壊	競走馬一次的移動による売上減少
	販売用墓石の倒壊	取引先工場の稼働停止による売上減少
		電力会社関連の影響
県央地区	工場・倉庫等の全壊・半壊	観光地の売上減少
	津波による漁船流失	公共工事の減少
	津波による店舗・工場被害	海産物の風評被害
		東北からの豚肉入荷減少
県北地区	落石等懸念による観光地への入場制限	観光客の激減
	放射能による茶葉の出荷停止	余震、原発による人材の流出（病院の医師）
		東北からの仕入停止
鹿行地区	重機の津波流失	風評による出荷停止と価格下落
	液状化による店舗等の被害	
	地盤・配管等の被害	
県西地区	停電による材料（野菜）腐敗	資材不足
	販売用石工品倒壊	墓石新規立上げ減少
	放射能による茶葉の出荷停止	野菜の風評被害
		親会社の生産ライン停止

C. 事業性融資全先訪問による信用供与の実績について

事業性融資全先訪問によって収集した案件から、融資実行に至った件数、金額の推移は以下のとおりです。融資実行に至る前の融資案件、相談案件についても多くの情報を蓄積しており、今後に繋がる活動が定着しています。なお、別表に記載の件数、金額には震災関連以外のものも含んでおります。

【平成23年4月～7月までの融資実績と案件情報】（単位：件、百万円）

訪問月	融資実行額		実行累計		融資案件		相談案件	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	1,264	18,263	1,264	18,263	1,045	24,883	1,013	35,788
5月	1,452	24,382	2,716	42,645	1,125	27,001	1,127	40,662
6月	1,776	28,354	4,492	70,999	1,134	25,584	1,127	40,937
7月	1,566	25,616	6,058	96,615	1,068	26,667	1,066	36,896

D. 震災等支援情報への対応について

事業性融資全先訪問によって得られた情報については、先に述べたとおりブロック長と営業推進部に集約され、頭取をはじめとする経営陣や本部関連各部に報告されます。対応について案件レベルにより異なりますが、概ね以下のとおりです。

レベル	案件内容	対応内容	対応者
レベル 1	融資(制度融資等) 情報提供	比較的小口の融資案件、営業店 エリアで完結可能なビジネスマ ッチング等のソリューション	支店長 役席 営業店担当 者
レベル 2	融資(プロパー) 情報提供	中口のプロパー融資、ブロック エリアで完結可能なビジネスマ ッチング、事業承継等のソリュ ーション	ブロック長 支店長 法人専担者
レベル 3	融資(プロパー、大口) 情報提供	本部協議案件、経営支援先対応、 広域ビジネスマッチング、M&A 等 のソリューション *経営支援先とは、経営計画書の策定 等を行っている先で、当行が定期的な モニタリングを行う対象として定め ている取引先をいう。	営業本部 融資本部 ブロック長 支店長
レベル 4	融資(政策、地公体、 大口支援先) 情報提供 人材要請	常務会付議案件、コンサル派遣、 支援計画の策定などを含むより 高いレベルのソリューション	常務会 営業本部 融資本部 人事部

上記のとおり、営業本部とブロック長を基軸として、融資本部が密接にリンクする体制を平成 23 年 4 月より実施しております。この体制により、以下のような効果が出ております

- 大口や新規融資案件の決裁スピードの改善が図られています。具体的には、営業本部、融資本部の両本部長、部長によって協議会を適宜開催し、特に震災関連については最優先で対応することとしております。
- 法人専担者(営業推進部所属)による営業店支援(新規開拓、ソリューション開拓)の迅速化を図っております。
- 営業本部、融資本部による金融円滑化委員会の一体運営による対応の迅速化を図っております。
- 平成 23 年 4 月から、ビジネスソリューション室の組織強化を行い、ソリューション案件対応の迅速化を図っております。

(イ)店舗統廃合による人材の戦略的な再配置

当行は合併以降同一地区に重複した店舗の統廃合に尽力しております。統廃合により生み出された人員は、営業部門への戦略的な再配置を行ってまいりました。平成22年7月より開始した店舗統合は、平成23年6月までに18ヵ店を実施いたしました。87名の人員が捻出されましたが、そのうち12名を法人やローンの専担者として、預かり資産の担当者も含めて52名を営業店現場に再配置しております。店舗統合による合併効果は経費の削減のみならず、営業部門への戦略的な人材の再配置にも効果的であり、法人融資専担者やローン専担者等、円滑な信用供与を推進するために不可欠な専担者の増加にも取り組んでおります。

【平成22年度中の店舗統廃合による人員の再配置実績】

配置部署	再配置の人員	
専担者（法人、住宅ローン等）	12名	営業部門 (64名)
営業店（預かり資産の担当者含む）	52名	
本部（営業部門のバック）	4名	管理部門 (23名)
本部（管理部門）	11名	
出向（経営支援先等）	8名	
合計	87名	

今後は店舗統廃合等により生み出す人員を、震災関連部署に傾斜配分してまいります。震災に伴う戦略的な再配置につきましては、法人専担者については既に一部実施しております。様々な震災ニーズに対応するため特に被害の大きかった地域である日立地区に3名、水戸地区に3名、鹿行地区に2名の法人専担者を増員いたしました。震災復興資金の対応として融資業務支援と新規事業性融資先の開拓に尽力しております。

今後につきましても、「面の活動」を実践することを目的として、特に被災の激しい地域に融資に強い専担者の配置を行うなど、戦略的な再配置を行うことで、より一層円滑な信用供与とソリューションメニューの提案に向けた体制の強化を進めてまいります。また、震災の影響により事業再生、経営支援が必要な企業に対応する専担者や、被災者の再建に助力する機関への派遣などにも、人員を投下してまいります。

現在決定している店舗統廃合の計画では、平成23年度中に8ヶ店を予定しております。その中で生み出される人員は下表のとおり配置する所存です。また、本部人員の見直し等により、前倒しでの再配置を計画すると共に、次年度以降の店舗統廃合につきましても具体的な計画の検討を行ってまいります。

【復興支援策実現のための戦略的な再配置案】 平成 23 年 7 月末日現在

再配置先案	既に再配置した 人員	今後の再配置 予定
復興需要（信用供与）対応のための 法人開拓専担者	8 名	8 名
住宅ローン専担者	—	3 名
復興支援ソリューション対応専担者	—	2 名
事業再生、企業支援のための専担者	1 名	3 名
合 計	9 名	16 名

(ウ)本部組織の見直し

前述のとおり、震災関連の顧客ニーズにより確実かつスピーディーに対応するため、営業本部の体制を変更し、機能強化をいたしました。8 ブロックのブロック長については平成 23 年 4 月 1 日付で全て執行役員を配置し、ブロック長の職務や権限については、ブロック内営業店の営業推進管理、主要取引先の掌握、人事配置等従来に比べ広範囲となっています。全先訪問については、ブロック長が営業店長の報告を受け、指示すると共に、12 ページに記載の対応レベルに照らし合わせて、本部に協議、支援要請を実施する体制といたしました。

また、平成 23 年 4 月に営業部門の機能強化を図るために営業本部内の組織改正を行い、従来「営業統括部」として 1 つの部署で運営していたものを、実効性を高めることを目的として、「営業推進部」、「営業企画部」、「ビジネスソリューション室」の 2 部 1 室に再編成いたしました。

A. ビジネスソリューション室

ビジネスソリューション室は、今回の組織改正における象徴的な位置付けであり、平成 22 年 6 月から営業本部内で試行的に活動していたチームを、復興支援を実践するためのソリューション活動を強化し、より幅広く実践することを目的として独立させました。復興支援に関する提案型営業を営業店と一体となって行い、経営支援を実践する融資本部とも連携を密にしてお客さまに最適な提案を行っております。当室には中小企業診断士や FP1 級を取得している者、ベンチャーキャピタルへの研修出向を経験している者等を配置し、平成 23 年 7 月現在 8 名で構成しております。

中小規模の事業者等が抱える課題の解決に努め、顧客ニーズに適応する営業推進活動を行う一方、外部の専門家や業務提携先（みらいコンサルティング㈱、税理士法人 AK J パートナーズ、あおぞら銀行等）と連携したソリュ

ーションメニューの提供及びビジネスマッチング等による顧客サポートを
実践しております。当室は、当行内での人材育成、キャリアアップのステー
ジとしての位置付けでもあり、今後も適材適所の人材を配置していく所存で
す。

B. 営業推進部

営業推進部は、営業店支援の最前線として復興支援策を実践する中心的役
割を担う部署であり、事業性融資全先訪問の PDCA や推進企画を実践してい
ます。また、今後資金ニーズが拡大すると思われる茨城県等の地公体との連
携も当部が中心となって行っております。今後ますます地公体との連携が重
要になってくることから、当部を中心に取り組みを強化してまいります。

C. 営業企画部

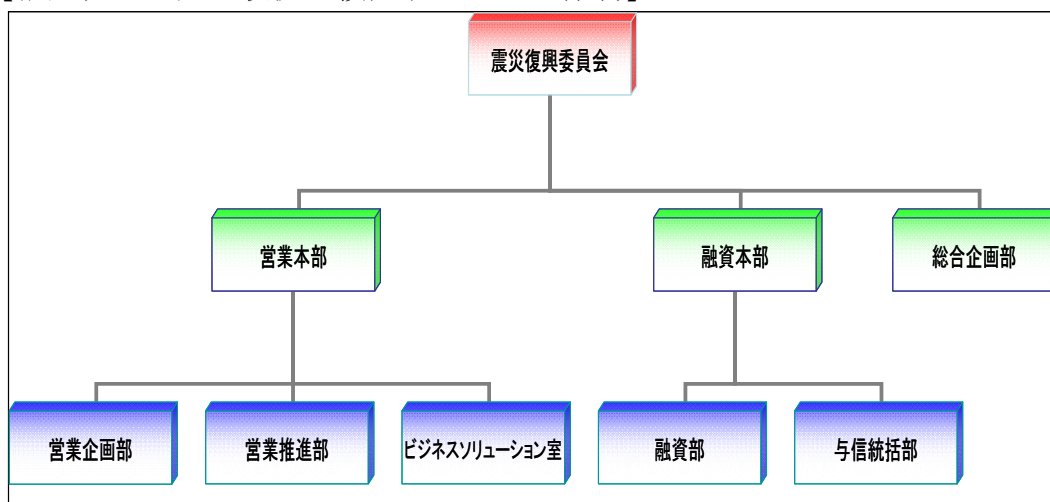
営業企画部は、震災復興支援関連の新商品や新サービスの企画や既存商品
の見直しを行っております。事業性融資先や住宅ローン先等の全先訪問で収
集したお客さまの要望を踏まえ、適時適切な商品、サービスの企画立案、お
客さまにわかりやすい PR 広告の企画などに努めております。今後も、全先
訪問等を通じてお客さまのニーズを吸収し、震災復興支援に関わる企画立案
をタイムリーに行ってまいります。

当行では、今後につきましても、復興支援策の実効性を高めるために、必要
に応じ組織の見直しも検討してまいります。

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当行は平成 23 年 3 月 11 日の大震災発生直後に、営業本部長を委員長、融
資本部長と総合企画部担当役員を副委員長とする「震災復興委員会」を設
置して、地域金融機関としての使命を果たすべく、「筑波銀行 震災復興支
援計画 あゆみプロジェクト」を策定し実行・実践しております。「震災復興
委員会」では、震災復興支援計画の実施状況についてモニタリングを行うと
共に、実効性ある施策の見直しを適宜行っております。また、震災復興支
援計画の実施状況につきましては、当委員会を通じて、定期的に常務会、取締
役会等経営陣への報告を行い、適時適切な実効性の検証を行ってまいり
ます。

【信用供与の実施状況を検証するための体制】



③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

担保又は保証に過度に依存しない融資の促進につきましては、これまで地域密着型金融を推進する中で取り組んでまいりましたが、当行では、今般の東日本大震災を経て、さらに一段と取り組みを強化する必要があると認識しております。

例えば、不動産担保に依存しない融資制度への取り組みとしましては、動産、債権担保融資について積極的に取り組んでまいります。これまで、工作機械やトラックなどの個別動産について実績を積み重ねてまいりましたが、昨今ではノウハウの蓄積もされ、たな卸し資産（実例：酒類、飲料水、菓子類他）等を担保取得する集合動産の取扱いも行っております。復興に向けた円滑な信用供与の手法として、動産担保融資も一つの効果的な方法であり、当行といたしましても引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、財務制限条項等のコベナントを利用した融資手法であるシンジケートローンについても積極的に取り組んでおります。これまで、再生型のシンジケートローンを含め、提携金融機関と共同して組成してきておりますシンジケートローンは、他行との協調の下、復興資金の円滑な供与を行うために有効な手法であり、当行といたしましても、提携機関にトレーニーを派遣するなどノウハウの蓄積を進めながら、積極的に取り組んでまいります。

ABL やシンジケートローンの組成につきましては、ノウハウも必要となることから、ビジネスソリューション室が営業店の支援を実施することで、積極的な取り組みを行ってまいります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するための方策

① 被災者への信用供与の状況

(ア) 直接的な被災者の状況

当行でご融資を受けられているお客さまの中で、今回の大震災により直接的な影響を受けられたお客さまの総与信残高は平成 23 年 5 月末日現在で 1,656 億円です。直接的な影響とは、東日本大震災による地震、津波、液状化現象等によって、事務所、工場、商品・在庫品、自宅等が直接的に被害を受けられたお客さまを指します。平成 23 年 5 月末日の当行の貸出金末残が 1 兆 4,711 億円ですので、総与信残高の 11.25% に及ぶお客さまが直接的な被害を受けられたということになります。

内訳としましては、東京支店取引の大企業が 60 先、441 億円、茨城県内を中心とした中堅・中小企業及び個人事業主合計で 737 先、899 億円、個人で住宅ローンをご利用のお客さまが 2,497 先、316 億円です。

大企業、中堅・中小、個人事業主の合計が 797 先、1,340 億円ですので、当行の事業性融資先 21,492 先、9,224 億円のうち直接被害を受けた融資先は先数で 3.71%、金額で 14.5% です。なお、この他に県や市町村の中で災害救助法が適用になった自治体は 39 先、1,534 億円に及びます。

【直接被害の状況】

平成 23 年 5 月末日現在

分類	大企業	中堅・中小	個人事業主	住宅ローン	合計
分類別の 与信総額	1,538 億円	7,686 億円		3,364 億円	12,588 億円
うち被災先数	60 先	508 先	229 先	2,497 先	3,294 先
被災先の 与信総額	441 億円	781 億円	118 億円	316 億円	1,656 億円
比率(金額)	28.67%	11.70%		9.39%	—

➤ 貸出金末残(1兆4,711億円)と上表合計(1兆2,588億円)の差異(2,123億円)は自治体及び住宅ローンを除いた消費者ローンの残高です。

【事業先の被災状況】

(金額単位:億円)

① 大企業

事務所・工場 (全壊)	先数	7
	金額	36
事務所・工場 (半壊)	先数	5
	金額	38
事務所・工場 (一部損壊)	先数	43
	金額	305
商品・在庫破損	先数	5
	金額	62

② 中堅・中小

事務所・工場 (全壊)	先数	10
	金額	13
事務所・工場 (半壊)	先数	42
	金額	29
事務所・工場 (一部損壊)	先数	348
	金額	661
商品・在庫破損	先数	108
	金額	78

③ 個人事業

事務所・工場 (全壊)	先数	4
	金額	1
事務所・工場 (半壊)	先数	18
	金額	4
事務所・工場 (一部損壊)	先数	160
	金額	104
商品・在庫破損	先数	47
	金額	9

当行では震災直後から事業性融資全先訪問、住宅ローン先の全先訪問等を行い、お客さまの被災状況を確認しております。例えば、当行の住宅ローン先は合計で 26,061 先ありますが、前述の全先訪問により確認したところ、全壊が 55 先、半壊が 214 先、一部損壊が 2,228 先（いずれも平成 23 年 5 月末日現在）あることが判明し、当行としてもお見舞い品を持参すると共に、お客さまのニーズ等の確認を行いました。

【住宅ローン先の被災状況】

平成 23 年 5 月末日現在

住宅ローン全体	全壊先	半壊先	一部損壊先
26,061 先	55 先	214 先	2,228 先
3,364 億円	9 億円	30 億円	277 億円

（イ）二次的、間接的な被災者の状況

直接的な被害はなかったものの、二次被害や間接被害を受けているお客さまも多くいらっしゃいます。例えば、東京電力福島第一原発問題に起因して、茨城県では平成 23 年 3 月 21 日にハウレンソウとカキナが、同年同月 23 日にパセリと原乳が原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受けました。加えて、同年 6 月 2 日付で同法に基づき茨城県において産出された茶の出荷自粛要請指示も出されました。

さらに、同年 7 月にも、福島県南相馬市の畜産農家が出荷した肉用牛から放射性セシウムが検出されたという問題が発生しました。茨城県では、7 月 13 日に茨城県産牛肉の放射性物質検査を実施した結果、放射性セシウムが不検出もしくは微量であったとして、「安全性は確認された」と発表しました。しかしながら、県内畜産農家や関係団体からは風評被害を懸念する声も上がっております。

水産業におきましては、北茨城と高萩沖で検査のために採取したコウナゴから規制値を超える放射能が検出されたため、茨城県から出荷・販売の自粛要請が漁業団体に出され、漁業団体では、平成 23 年 4 月 30 日付をもって今年のコウナゴ漁を再開しないことを決定いたしました。

このような中、規制対象外の野菜や魚でも価格の下落や買い控えが発生し、茨城県産品のイメージ回復や安全性の PR などが課題となっております。さらに、観光業においては県内全域で打撃を受けるなど、二次被害、風評被害による茨城県経済ならびに当行の取引先への影響は見通し難いものがあります。

その他、取引先が震災により影響を受け、受注や取引量が大きく減少するなど間接的な被害も少なくありません。ほんの一例をあげれば、東日本大震災の影響により震災発生後 1 ヶ月間の売上高が前年同期比で 5%以上減少し

ていること等が申込要件である茨城県信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証制度（運転資金）の実行実績は、平成 23 年 3 月から同年 7 月の 5 ヶ月間に、1,173 件で 153 億円あります。また、その取引先の総与信残高は 402 億円に及んでおります。

このように、二次被害、間接被害につきましては、今後どの程度影響が拡がるかが不透明であり、さらに拡大していくことが懸念され、企業経営にとって深刻な課題となっています。復興に向けたお客さまのニーズは内容・金額共に時間の経過とともに変化するものと考えられることから、全先訪問の実施等により、今後の復興に対するニーズを把握し地域の面的再生に尽力してまいります。

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

当行は、筑波銀行震災復興『あゆみプロジェクト』の実践により、地域における東日本大震災からの面的な再生支援に取り組んでまいります。『あゆみプロジェクト』は「復興支援融資」「復興再生支援」「復興支援ソリューション」を 3 本の柱として、プロジェクト自体を 1 つのパッケージとして、各々のお客さまに最適な支援を提供してまいります。また、プロジェクトのメニューにつきましては、今後もお客さまのニーズを的確に把握し、随時追加、見直しを行ってまいります。

《名 称》 【筑波銀行 震災復興支援計画】

筑波銀行震災復興『あゆみプロジェクト』

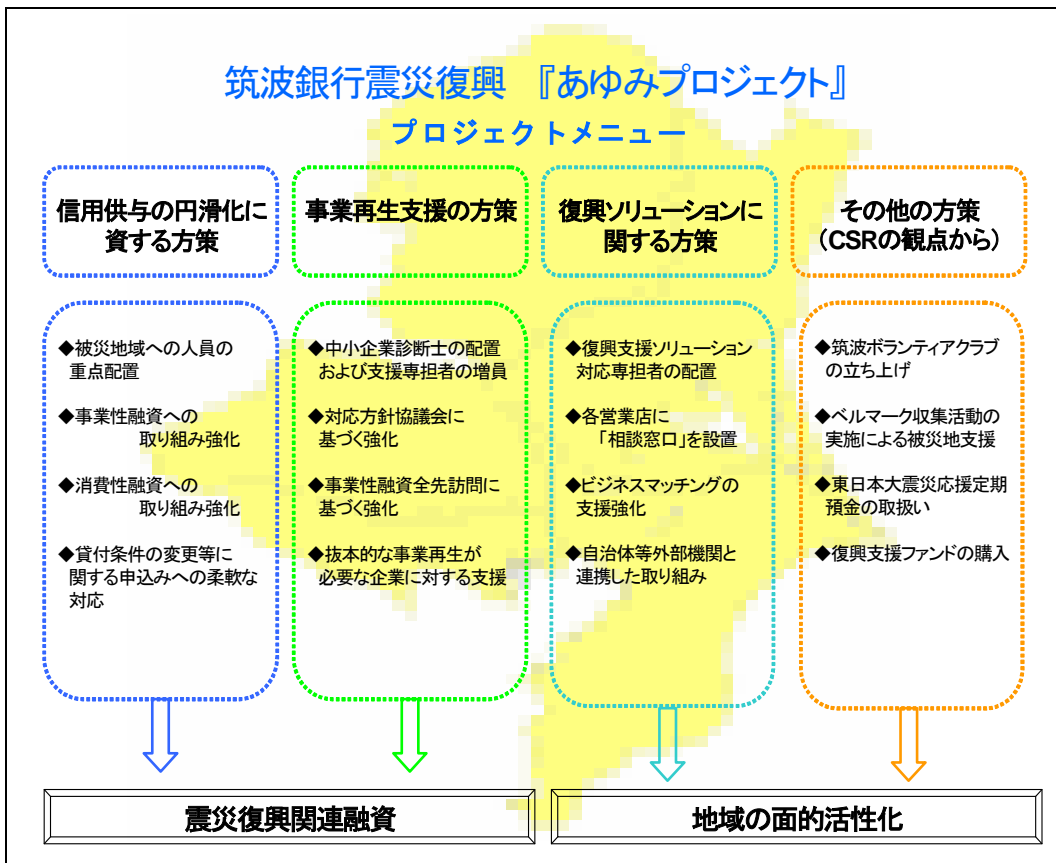
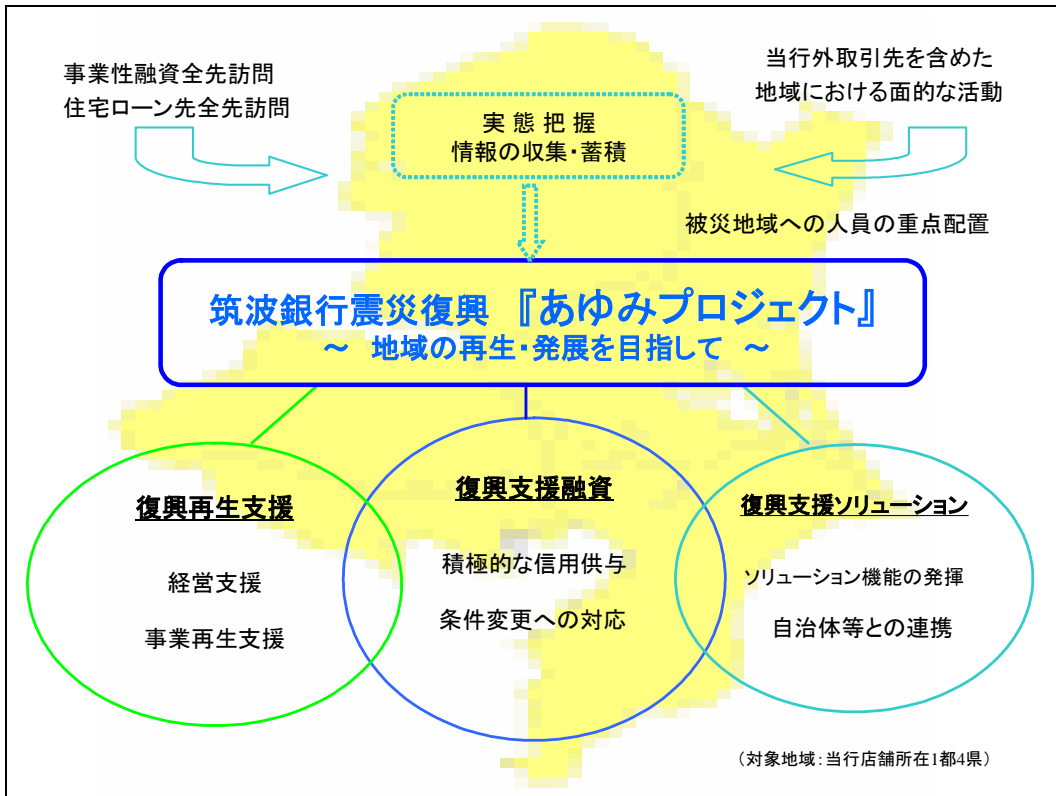
～地域の再生・発展を目指して～

《計画期間》

平成 23 年 3 月～平成 28 年 3 月

《基本方針》

この度の東日本大震災では、当行の主要営業基盤である茨城県においても、広範囲な地域にわたり甚大な直接被害が生じるとともに、東京電力福島第一原発の事故により農畜産物をはじめとする深刻な風評被害が生じています。当行はこのような地域経済及び取引先の未曾有の危機に対処するため、地域になくてはならない銀行として、金融機関の持つ金融仲介機能、コンサルティング機能を遺憾なく発揮し、茨城県や市町村及び各種支援機関等と連携しながら、地域社会や地域経済の面的な復興・再生に貢献するものとします。



➤ お客さまのニーズの把握と蓄積

発災直後から平成 23 年 3 月末までは、当行の被災店の復旧を急ぐとともに震災被害が甚大であった県北、県央、鹿行地区の取引先への物資、資金等様々な面から支援を実施いたしました。

平成 23 年 4 月以降は、事業性融資先 21,511 先、住宅ローン利用先 26,061 先、年金振込指定先 101,857 先の「取引先全先訪問」をスタートさせ、お客さまの被災状況と復興支援ニーズの把握に努めてまいりました。

住宅ローン先は同年 4 月末までの 1 ヶ月間で 100%訪問を完了し、年金振込指定世帯は同年 7 月末で 99.1%と施設入居者等面談の難しいお客さまを除いてほぼ全先終了しております。事業性融資先は前述のとおり 7 月末で 93.02%の訪問を完了いたしました。訪問から得られた取引先のニーズ、支援要請等は多岐に亘っており、また地域による偏重も見られました。当行では、顧客ニーズの把握と蓄積を行い、個社別にまたは各人別のニーズに合った支援策の提供や商品ラインナップの整備、業種別ソリューションメニューの提供を行っております。

具体的な支援策については「信用供与の円滑化に資する方策」「事業再生支援の方策」「復興ソリューションに関する方策」を 3 本の柱として、検討、実施してまいります。

当行では、既往のお客さまの直接的・間接的な被災状況の把握はもとより、ブロック長からの定例報告による各地域の被災・復旧・復興の状況や新規開拓等により各地域において収集した未取引先の被災情報を含め、営業支援システムの活用により、取引先毎に紐付けられた個別の被災情報を体系的・一元的に把握し、その情報を蓄積して営業店と本部が情報の共有化を図ることで、金融支援、経営支援、側面的な支援など、今後ともお客さまに最も必要と思われる支援策を本部と営業店が一体となって提案してまいります。

➤ 被災状況の把握について

今後の中小企業の被災状況の把握については、引き続き「事業性融資全先訪問」を基軸に取り組んでまいります。取り組み方法については既に述べたとおりですが、二次被害、風評等による間接被害による資金ニーズやソリューションニーズの高まりが予想されることから、人員体制を強化し、さらに深度のある取り組みを進めてまいります。

➤ 具体的手法

具体的には、営業推進部法人グループの組織強化による震災関連情報の収集、分析、対応策等実施などPDCAに基づく対応を強化してまいります。また、従来の法人開拓専担者に加え、震災ニーズ対応専担者の新設配置を16名実施し、全先訪問によるニーズの多い営業店の支援や円滑化対応の迅速化を推進してまいります。さらに、販路等マッチング情報提供、BCP策定支援(策定企業には金利優遇等の支援も)など、テーマ別訪問体制の構築にも取り組んでまいります。

事業性融資先は平成23年6月以降増加トレンドに転じておりますが、その背景には、震災をきっかけとした取引成約もあることから、地域の面的支援に繋がるものとして引き続き積極的な新規事業性融資先の開拓にも取り組んでまいります。

(ア)信用供与の円滑化に関する方策

被災したお客さまの金融上の問題につきましては、中小企業等の経営存続問題をはじめ地域経済に重大な影響をもたらしており、個人の生活をも揺るがすものと懸念されています。

当行は震災で甚大な被害を受けられたお客さまに対し、営業店及び本部においてそれぞれの実状を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限にするなど、弾力的かつ迅速な対応を行うことで、今後の被災者の生活・事業の再建、復興に向けた資金需要に適切に応えるよう最善の対応をしてまいります。

また、震災の影響を直接的・間接的に受けられたお客さまからの返済条件の変更、緩和措置等の申込みに際しましても、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的でスピーディーな対応に努めてまいります。

A. 震災以降に実施した施策

(a) 震災直後の対応

震災発生翌日の平成23年3月12日(土)には93ヶ店にて、翌13日(日)には被災状況の大きかった水戸以北の地域と太平洋沿岸地域を中心に64ヶ店にて休日営業を実施し、震災により通帳や印章、カード等を紛失したお客さまへの対応や返済条件のご相談、震災の影響による事業資金、住宅のリフォーム資金など様々な金融相談に対処いたしました。その後も、同年4月上旬まで、被災状況の大きな地域の営業店について土曜日、日曜日の休日営業を継続し、被災地のお客さまの支援に努めました。今後につきましても、状況に鑑み、必要に応じて積極的かつ柔軟な支援体制を構築、

実施してまいります。

(b) 融資制度の新設や金利優遇の状況

震災直後（翌営業日）の平成23年3月14日（月）には、当行独自の「災害緊急特別融資制度」を創設しました。被災の影響による全ての事業者及び個人を対象とし、原則として無担保、無保証にて1,000万円を上限としてスピーディーに支援しています。

また、茨城県信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証制度や茨城県農業信用基金協会との債務保証契約を活用したご融資の提案を積極的に行っております。さらに、各種制度融資においても幅広いラインナップを揃え、復興支援に係る資金について、農家ローン「豊穰」や団体信用保険付事業ローン「商売じょうず」、税理士会事業ローンなどの金利優遇策等を実施しております。

【実施している制度融資、提携融資、保証制度等の内容】

平成23年7月末現在

都道府県制度	茨城県東日本大震災復興緊急融資 （旧茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資）
	東京都 『緊急輸送道路沿道建築耐震改修等支援融資制度』
提携等	日本財団 『災害支援資金』 * 漁船等船舶の建造、修繕をする事業者向け * 融資期間……15年以内（据置3年） * 受付期間……平成23年8月1日～8月31日
保証制度	茨城県信用保証協会 『東北地方太平洋沖地震災害関係保証（激甚災害）』 『東日本大震災復興緊急保証（震災緊急）』
	茨城県農業信用基金協会 * 最大5年の期間延長 * 中間据置（原則6ヶ月以内） * 保証料率 0.27%割引
	全国石油協会 「災害特別資金（特別保証枠）」 * 保証限度額 4,000万円 * 保証期間 7年以内（据置2年） * 保証料 0.40%、保証割合 100%

東日本大震災に係る新規融資の件数と金額は、平成23年7月末日現在で、事業性融資が2,158件、218億円の実行、消費性融資が371件、4億円の実行、合計で2,529件、222億円を実行いたしました。同時期における融資申込受付状況は、事業性融資が148件、17億円、消費性融資が25件、9千万円、合計で173件、18億円となっております。

【東日本大震災関連融資】

平成23年7月末日現在

	事業性融資	消費性融資	合計
新規実行	2,158件	371件	2,529件
	218億円	4億円	222億円
融資申込受付	148件	25件	173件
	17億円	0.9億円	18億円

(C) 地公体との連携

北茨城市との協定により「北茨城市東北地方太平洋沖地震貸付金保証制度」（取扱期間：平成23年3月18日～同年6月30日）に基づく融資を行いました。この制度は、被災者向けに当座の生活援助資金（上限5万円）を、本人確認資料と北茨城市が交付する保証対象者証明書（認定証）を提示していただくだけで、申し込みから資金交付まで即日対応できる制度です。本制度の取扱い実績は218件、1,089万円でした。取扱い金融機関は当行のみであり、これまで取引のないお客さまも対象として、速やかなご支援をいたしました。今後も本件のようなタイムリーな制度を、市町村等と連携して取り扱っていきたいと考えています。

B. 今後拡充強化する施策

(a) 事業性融資への取り組み

全先訪問を通じて地域別、業種別、被害別、個社別の被災状況、ニーズを蓄積、即応してまいりましたが、総じて中小企業等を取り巻く環境はさらに厳しさを増していくものと予想される事業先が多く存在しております。

➤ 復旧・復興の現状

地域的には県北、県央、鹿行地域の直接的な被害が大きく、茨城県および各市町村の土木関連復旧予算(445億円)の配分もこれらの地域により多く配賦されております。茨城県全体では、今後数千億円にのぼる復興資金が投入されるものと予想されます。

また、間接被害についても茨城県全域に拡がりをみせており、特に茨

城県の主要産業である農業については、原発事故による風評被害が日を追って拡大している現状があります。茨城県は、首都圏への主要食糧供給県として全国 2 位の農業生産高となっておりますが、主要生産物である葉物、米穀、甘藷、青果(メロン、イチゴ、柿、梨、栗)、食用豚・牛、などほとんどが既に影響を受け、もしくは今後受けることが必至という状況があり、それに伴ってこれらの生産物に関連する加工業者、販売業者、物流業者などの収益が急激に悪化しております。

現在までのところ、運転資金の早期供給などが功を奏し、倒産等の事象は低水準にありますが、原発事故の終息にはまだ時間を要するものと予想されます。

➤ 今後の対応

現状において収集された情報を基にした今後の復興需資といたしましては、別表「業種別 今後の資金需要例」に記載したような資金需要が想定されています。当行では、事業資金（運転資金・設備資金）を支援するため 1 事業者 1 億円の、新たな復興支援融資の枠組みの検討を行っております。また、今後も各営業店で蓄積されている支援、復興ニーズ等の情報について直接または営業支援システムを通じて本部に集中し、対応する融資制度や商品の新設、改定、ソリューションメニューの提供を実施してまいります。さらに、資金需要については様々な視点から検討し、出来得る限り担保や保証に過度に依存することのない復興支援資金の提供に努めてまいります。

【業種別 今後の資金需要例】

業種別需資例サマリー

建設業	震災の影響による工事中止や資材入荷遅延による工期延長が発生し、資金繰り安定のための運転資金ニーズが見込まれる。
製造業 (機械部品)	受注先からの納品停止や受注減少による運転資金ニーズが見込まれる。 外国人労働者の帰国による労働力確保のニーズが見込まれる。
製造業 (食料品)	原材料の放射能汚染や風評被害による売上減少による運転資金ニーズが見込まれる。
飲食業	自粛ムードも徐々に薄れてきているが、まだまだ客足鈍く売上減少による運転資金ニーズが見込まれる。
運送業	被災による設備の更新ニーズと被災地がらみのラインが細ったことにより、売上げ減少による対応資金が見込まれる。
農業	野菜・葉物生産農家は、放射能汚染による出荷停止や風評被害による販売価格下落による売上減少。 米生産農家は、収穫時の放射能汚染による影響を懸念。
小売業	食の小売については風評被害による売上げ減少。被災地店舗の休止等による売上減少による対応資金が見込まれる。 その他の小売業についても主力販売先の休止による販売減少対応資金が見込まれる。
卸売業	食の卸売業については風評被害がひどく、長期にわたっての計算がたたない状態であり、長期補填資金が必要とされる。

➤ **各業種への対応**

震災復興に迅速に対応するため、あらゆる業種において利用可能な当行独自の融資制度である災害緊急特別融資制度について、現在の融資限度額は1,000万円ですがこの増枠や、融資形態、期間等の見直しを実施し、機能的な制度にする検討を行ってまいります。また、農業分野におきましては、JA 関連先との連携等の態勢整備も視野に入れると共に、農家ローン「豊穰」については、今後一層の風評等による間接被害の影響によりニーズの高まりが予想されることから、地区別での融資金額上限の拡大に着手したところです。農業ばかりでなく、これまで比較的取引の薄かった漁業分野につきましても、お客さまに対する融資提案の拡充にも対応すべく、茨城県漁業信用基金協会と新たに債務保証契約を締結いたします。

➤ **震災の影響により業況が悪化した事業先に対する復興支援資金への取り組み**

直接的、間接的な震災の影響により業況が悪化した事業先の資金需要に対しては、既取引先のみならず、未取引の事業先に対しても、茨城県信用保証協会との協調融資を活用するなどにより、積極的に対応してまいります。体制的には、事業者の業況把握を的確に捉えることが出来、併せて業況改善のためコンサルティング機能の発揮が出来る推進専担者を、被災の大きいブロックを中心に配置することにより、これまで以上にきめ細やかな対応を行ってまいります。

(b) **消費性（個人向け）融資への取り組み**

今回の全先訪問を通じ、住宅ローンのご利用先 26,061 先のうち 2,497 先のお客様が被災されている（全壊 55、半壊 214、一部損壊 2,228）ことが判明いたしました。

➤ **住宅等の直接被害への対応**

これに対し当行では復旧資金についてのご提案等を実施し、平成 23 年 7 月末現在で 26 件 2 億 1,065 万円の建て替え、リフォーム資金を実行し、さらに相談受付中のものが 119 件に上っております。特に県北、県央地区では現在も続く余震や業者不足などにより、復興復旧工事が遅れており、今後 1~2 年のスパンで数十億円の資金ニーズが発生していくものと予想しております。

地域的には液状化現象が発生し、実勢地価が大きく下落した地域なども存在することから、様々な復興ニーズに対応すべく住宅ローン、リフォーム

ームローン、消費者ローンについて、保証基準の緩和的措置などをさらに進めてまいります。併せて、リフォーム需資に関しては、「キャプティブローン」に繋がる各地域での業者開拓にも注力してまいります。

*キャプティブローン…(株)オリエントコーポレーションと提携（保証）する小売店（リフォーム会社等）が行う融資契約に対して当行が金銭消費貸借契約に基づき資金供給を行うスキームのローン

今後も、先に実施した住宅ローン先の全先訪問で被災状況が確認されたお客さまを継続的に訪問することにより、顧客ごとの改修ニーズや建替えニーズ等を把握し、適時適切な商品のご提案を行ってまいります。

また、一人のお客さまからの複数のニーズにも対応できるよう、従来からある「資産活用ローン」（有担保）の商品性を見直し、復興支援に向け創設した特別枠を活用し、これまで余震被害等を懸念して控えていた家屋の修復費用、自動車の買い替え資金と既存の住宅資金の借り換え資金等複数の資金用途を一纏めにするにより、被災されたお客さまの返済負担の軽減を図ってまいります。

さらに、今回の震災では、屋根瓦の崩落や、墓石の倒壊などの被害が非常に多く、今後これらの修復の動きが加速するものと思われます。このような様々な震災被害の修復費用としての比較的小口な資金ニーズに対応するため、新たな個人向け無担保ローンの開発を行ってまいります。

➤ 消費性金融支援と面的支援のための間口の拡大

被災に関わる様々な資金ニーズに対して個人向けローンの一部商品において仮審査申し込みで否決となった案件について、別な商品による二次保証審査を行う「リトライ方式」を導入し、従来以上に幅広い支援、資金ニーズへの対応を行っております。今後も、被災者の実情を十分に把握し、よりきめ細やかな対応を行ってまいります。

また、年金振込先につきましては、独居老人等も多く、安否確認を兼ねて年金専担者による継続訪問を実施いたしました。訪問を通じて、「年金担保貸付制度」を利用した復旧資金や、同居の親族向けの資金ニーズを取り込んでおります。今後も、年金専担者による継続訪問を実施し、シルバー層の支援等様々なニーズに対応してまいります。

さらに、ATM を活用した新たなローンの開発の検討にも着手しました。この商品は ATM 利用時の画面に、融資可能額などのメッセージを表示するもので、これまで当行に融資取引がないお客さまも含めて、復興関連資金などお客さまの資金ニーズを喚起する商品です。

C. 貸付条件の変更等に関する申込みへの柔軟な対応

震災等に対する金融上の相談については、迅速かつ弾力的な対応を行うよう特段の配慮を行うと共に、今後の被災者の生活・事業の再建、復興に向けた資金需要に適切に応えるよう対応してまいります。

(a) 金融相談窓口の設置

平日は全営業店の窓口、土曜・日曜日は茨城県内の主要都市にある「すまいるプラザ」7ヶ店、「パーソルプラザ」4ヶ店、計11ヶ所のローンプラザに「休日金融相談窓口」を設置し、住宅ローンをご利用のお客さまを対象としたご返済に関する相談、中小企業のお客さまに対する資金繰り等の相談に対応することにより、お客さまからのご相談ニーズにお応えしてまいりました。

震災以降につきましては、土曜・日曜日の「休日金融相談窓口」を継続して設置している他、併せてフリーダイヤルによる相談やインターネットによる相談の予約受付などを実施しており、事業性資金、消費性資金共に、震災により直接的、間接的に影響を受けられたお客さまからのご融資や返済条件見直しのご相談等多面的な対応に努めてまいります。

なお、インターネットによる相談の予約受付とは、当行ホームページ上に設置している「中小企業のお客様ご相談予約ボックス」及び「住宅ローンご相談予約ボックス」を指し、中小企業のお客さまの金融に関する相談や住宅ローンに関する相談の予約を24時間受付しております。

(注) 1. 「すまいるプラザ」とは、住宅ローンを中心とした各種ローンの相談・受付専用窓口（センター）を指し、祝祭日と年末年始を除き毎日営業しております。

2. 「パーソルプラザ」とは、各種ローンの相談・受付及び資産運用相談、年金相談、税務相談の専用窓口（センター）を指し、祝祭日と年末年始を除き毎日営業しております。

(b) 貸付条件変更等の実施状況

事業性資金、消費性資金共に、震災等により既往の返済条件による履行が困難になったお客さまからの相談に対し、返済条件の変更、返済条件の緩和措置等に対応しております。平成23年7月末日現在では、東日本大震災に関連して、事業性資金、消費性資金合計で521件、146億円の条件変更に対応いたしました。

今後につきましては、店舗統廃合等により捻出した人員の再配置を、被災地域を中心として効果的に行い、スピーディーな相談業務の出来る体制

を強化しながら、次のような更なる支援を行ってまいります。

▶ 中小企業のお客さまに対して

中小企業のお客さまに対しては、支店長による事業性融資先の継続的な全先訪問と営業担当役席及び担当者による全先訪問のダブルでの訪問管理を徹底することで、お客さまの経営状況や経営方針、業界動向等を的確に把握し今後の事業経営に対し金融機関として適切な金融アドバイスを行ってまいります。

その中で、震災に伴う主力取引先の受注や原発による風評被害等様々な影響で業況が悪化し、売上高が減少して、返済の目処がつかないお客さまに対しては、返済の据え置きや返済額の軽減等の条件変更を積極的に提案し、それに伴って、関係している茨城県信用保証協会・日本政策金融公庫、他金融機関に対してもお客様との連携を図りながら条件変更に関する支援をしてまいります。なお、条件変更の受付案件は、事業性・消費性資金共に行内イントラにより進捗管理を行い、本部と営業店で案件の共有化を図り、遅滞なく対応してまいります。

▶ 住宅ローンのお客様に対して

各営業店とローンプラザにおいて相談窓口を設置し、震災により今後の住宅ローンの返済にかかる条件変更等において、お客様の将来にわたる無理のない返済が出来るよう、事情を踏まえてスピーディーな対応に努めてまいります。

特に、震災によってリビングローン等、新たな融資の発生を希望するお客様に対しては、二重のローンとなってしまうため、返済負担の軽減として債務の一本化や据置き等を提案してまいります。その際、返済比率等の融資要件を最大限緩和した弾力的な対応を図ってまいります。

また、継続的な延滞が発生しているお客さまに対しては、行員によるお客様との会話を積極的に行い、今後の収入状況と返済計画を十分に話し合っ、条件変更を含めた金融相談を適切に行ってまいります。

(イ) 事業再生支援の方策

企業のライフステージに応じた経営支援のノウハウや人材を活用し、地域になくてはならない銀行としてコンサルティング機能を発揮し、震災からの復興及び地域経済の発展に尽くしてまいります。

A. 震災による業況悪化先に対する経営支援強化

当行は、従来から資産良化に重点を置いた対応方針協議会を融資本部と営業店で年2回実施し、本部と営業店の連携により、統一した目線で経営改善支援に努めてまいりました。この対応方針協議会を、次のように発展させることにより支援強化を図ってまいります。

また、事業性融資全先訪問において日常的・継続的な関係強化を通じて、次のような支援強化を実施していく所存です。

(a) 対応方針協議会に基づく強化

➤ 検討先数の拡大

従来は債務者区分が要注意先、要管理先、破綻懸念先等に該当する取引先のみでありましたが、東日本大震災において直接的に被害を受けられたお客さまはもとより、間接的に被害を受けられたお客さまに対しても債務者区分に縛られることなく、対応方針を決定することで本部と営業店の目線統一を図り、被災者に対して迅速かつ真摯な対応をしてまいります。

【対応方針協議先数の推移】

(単位：先)

	正常先 要注意先	要管理 破綻懸念先	合計
平成22年度上期	—	1,070	1,070
平成22年度下期	213	1,163	1,376
平成23年度上期	1,979	342	2,321

(注記) 平成23年度要管理・破綻懸念先対応方針先数の減少理由について

平成23年度上期については震災直後であり、震災の影響が懸念される先・新規開示先・方針変更先・早期に方針協議が必要な先に絞込み、ブロック単位での対応方針協議を行ったため、従来と方針が変わらない先や震災の影響がない先については個別の協議としたため、先数から減少したものです。従って、これまで対応方針協議を行っていなかった正常先・要注意先の債務者が対象となったため同レンジの先数が増加しているものです。

➤ **実施回数の増加**

従来は年 2 回実施しておりましたが、震災による二次被害・間接被害はこれからが本格的に表面化してくるものと思われることから、それに対応するためには最新の取引先の状況把握が必須であることを踏まえ、実施回数の増加によりタイムリーな顧客ニーズに応えてまいります。

(b) **事業性融資全先訪問に基づく強化**

➤ **最新の状況・実態把握**

当行では、事業性融資全先訪問により、二次被害・間接被害の状況を的確に把握する努力をしております。最新の状況・実態把握には、当該取引先の個社別状況の把握のみならず、取引先の販売先や仕入先の情報収集や県内の同業種の動向等の外部環境の変化にも注視することが必要となります。

取引先に対する経営支援を継続的に行うことによって、新たな経営課題の発見、把握に努めてまいります。その上で、経営課題に対して取引先が正確かつ十分に認識できるよう事業性融資全先訪問を通じて適切に助言し、取引先が自主的な取り組むことが出来るよう促してまいります。取引先の認識が不十分な場合には、本部の担当者との帯同訪問により認識を深めるよう働きかけてまいります。

➤ **計画策定及び修正計画策定の支援**

震災後には、外部専門家との連携により直接的・間接的に被災を受けた取引先に対して、無料で簡易の経営診断に応じる等の経営支援を 12 先実施しました。今後も継続的に外部専門家との連携を強化し簡易の経営診断を実施していくことで、取引先の最新の業況に応じた経営課題の発見・把握を手助けし、新たな経営改善計画策定の支援を行ってまいります。

また、震災の影響によるダウンサイドリスクを有する経営支援先や既に経営改善計画に基づき支援を実施している取引先に対し平成 23 年 2 月に導入した「経営改善計画策定システム」をフル活用し、スピーディーな計画策定支援を行ってまいります。同システムは、平成 23 年 6 月にバージョンアップされ、これまで計画策定期間が 5 年間であったものから 10 年間へ延長されたことから、全営業店で取引先の状況に合わせて 10 年間の経営改善計画の策定支援が出来る環境となっております。今後につきましても、同システムの積極的な利用を行い、お客さまに対するタイムリーなモニタリングを行ってまいります。

【経営改善計画策定システムの利用状況】

※平成 23 年度上期は 7 月末までの累計

	経営改善計画承認数	うち同システム利用分
平成 22 年度下期	78 先	6 先
平成 23 年度上期	27 先	12 先

現在、当行の経営支援先は、取引シェア（メイン先、準メイン先等）や与信残高等により重点支援先、一般支援先、その他支援先の 3 つの 카테고リーに区分されております。その中で、重点支援先（本部主導で集中的に経営改善支援に取り組む先）に対しましては、営業店との連携は当然のことながら、他の金融機関や外部専門家、外部機関等と積極的に連携して、より一層の経営改善に向けた取り組みを行い迅速な対応をしております。一般支援先（営業店が主体となり経営改善支援に取り組む先）やその他支援先（業況急変等の事由により支援を行った先）に対しましても、本部専担部署のスタッフの連携強化を図りこれまで以上に能動的な活動を実施しております。今回の震災により被災した取引先に対しましては、その他支援先として随時追加し管理することで、本部と営業店が一体となった、柔軟な取り組みをしてまいります。

➤ 新規の信用供与

新規のお客さまはもとより、被災によって借入金の条件変更を行っている経営支援先に対しましても、直接的な被災による経営資源の復旧資金や、間接的な被災による事業継続のための資金に対しましても、積極的かつ柔軟な対応を行ってまいります。具体的には、実態把握に基づいたお客さまの最新の状況に鑑み、震災からの復旧・復興等、お客さまの改善ならびに地域の活性化に繋がるような新規の信用供与に積極的に取り組んでまいります。

B. 震災により抜本的な事業再生が必要な企業に対する支援

震災による事業基盤の毀損度合いが大きい取引先や、震災前の債務負担が大きく新たな復旧財源の確保が困難な取引先等の、抜本的な事業再生が必要な取引先に対しては、事業性融資全先訪問により得られた定性情報を踏まえて取引先毎に適切な対応方針を策定し、融資部企業支援グループが中心となり早期事業再生に向けた以下の方策を実施いたします。

なお、支援体制の強化を図るため、融資部企業支援グループに中小企業診断士の有資格者を平成23年4月より配置する等の措置を実施しております。また、現行の6名体制を一人1ブロック担当にすべく2名の増員を行い、よりきめの細かい対応に向けた取り組みを実施いたします。

(a) DDS の活用

➤ 資本的劣後ローン（准資本型）の積極的な活用

震災により財務状況が相当程度毀損している取引先等、抜本的な事業再生が必要な取引先に対しては、今後の事業継続を見極めたうえで、長期運転資金や設備資金の信用供与を資本的劣後ローン（准資本型）の活用により支援してまいります。同劣後ローンの利用により、取引先は安定的な資金が確保され資金繰りの改善に繋がるとともに、事業再建への専念が可能となります。

資本的劣後ローン（准資本型）は債務者区分を問わず、また経営支援先であるか否かを問わず全ての事業再建が可能と見込まれる取引先が利用可能です。この取り組みにあたりましては、従来は大口の破綻懸念先からの選定でしたが、今後におきましては、与信額・債務者区分にとらわれることなく対応してまいります。

➤ 資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）の積極的な活用

実現可能性の高い経営改善計画にしたがって再建がなされることで、取引先にとっては追加融資や融資条件の改善が期待できることから、財務内容の静的改善のため積極的な活用を図ってまいります。資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）は経営支援先のうちで事業再建が可能と見込まれ、かつ実現可能性が高い経営改善計画書の策定が出来る取引先が利用可能です。この取り組みにあたりましては、従来は重点支援先からの選定が中心でしたが、今後におきましては、支援先区分にとらわれることなく対応してまいります。

また、DDSの活用にあたっては、その取り組みが営業店にとって容易となるよう、事後のモニタリングを含めた業務フローの見直しについて外部専門家と連携して対応してまいります。

(b) DES・債権放棄等の活用

経済的困窮に陥っているものの、財務の毀損が震災による一過性要因である先、または将来に向け経営改善に取り組むことで収益を確保できる見通しが高い先について、取引先の経営改善を積極的に支援してまいります。

具体的には、当行がメイン取引先であって、震災の影響等により経済的な困窮に陥っている取引先でありかつ経営改善意思を持っている先について、震災等の影響を踏まえた経営改善計画の策定を支援いたします。当該計画策定において、具体的改善策の実現可能性が高く、十分な自助努力を行っても計画策定期間に解消できない債務超過部分について、積極的に債権放棄・DES等の金融支援に取り組んでまいります。

(c) 私的整理、民事再生活用

事業価値の毀損を最小限に留め、手続きが迅速で原則経営者の交代がないことで早期の事業再生取り組みが容易であることから、抜本的な事業再生の支援手法として活用してまいります。中でも、プレパッケージ型申立は、法的手続きの申立による信用劣化を回避するとともに、債権者間調整を円滑に行える法的手続きのメリットがあることから、円滑な事業再生を図るうえで有効な手段であり、積極的な活用を検討してまいります。

(d) DIP ファイナンスの活用

私的整理・民事再生の活用と並んで、事業再建の資金ニーズに対処すべく DIP ファイナンスにも注力してまいります。事業再建の取引先は、手続き開始または申立から計画合意・認可決定の間、信用力低下による運転資金のニーズ（アーリーDIP ファイナンス）が高まることから、前向きな取り組みを検討してまいります。

また、計画合意・認可決定後のリストラ資金等の中長期的な資金ニーズ（レイターDIP ファイナンス）や再建の早期終結のための資金（EXIT ファイナンス）に対しても同様な取り組みをしてまいります。

(e) 二重債務問題への取り組み

➤ 中小企業への取り組み

被災事業者の二重債務問題に関しましては、平成 23 年 8 月に「茨城県産業復興機構」の設立についての検討会が開催され、当行からも検討委員として 2 名参加すると共に、現在同機構への出資参画を検討中であ

ります。なお、同機構の活用については、融資部企業支援グループを中心として対象企業の選定等を行い、積極的な対応を行ってまいります。

▶ 個人への取り組み

震災により生活基盤や事業基盤を消失した既往債務の弁済に困難を来している取引先に対しては、私的整理ガイドライン等の活用により取引先の債務整理による債務免除等を行い、生活や事業の再建を支援してまいります。また、震災により間接的な影響を受けた取引先に対しても、取引先の状況に応じて債務整理等の円滑な対応に努めていく所存です。

加えて、私的整理ガイドラインにつきましては、平成 23 年 8 月に茨城県において「個人版私的整理ガイドライン運営委員会茨城県支部」が設立されたことから、当行も地域金融機関の使命として被災地域ならびに被災者の再建に助力するため、出向者 1 名（副支部長クラス）を派遣し、本制度が当県内において幅広く適切に運用されるよう積極的に支援してまいります。

また、個人債務者に対する統括部署を明確にするため、必要に応じ組織の改編等も今後検討してまいります。

(f) その他の取り組み

その他、整理回収機構等外部機関との連携強化により取引先の早期事業再生を支援すると共に、日本政策金融公庫等と連携し事業再生支援に資する融資制度の積極的な活用を助言、提案してまいります。

C. 震災により事業の継続が見込まれない企業に対する支援

従来は事業の継続が見込まれないと判断された場合は、代位弁済、担保物件処分等の整理業務が中心となっておりましたが、震災の影響により事業の継続が見込まれないと判断される取引先に対しては、経営者の事業意欲や経営者自身の生活再建、当該取引先を取り巻く周辺への影響を総合的に勘案したうえで、取引シェア（メイン先、準メイン先）や取引状況を考慮し慎重かつ十分な検討を行ってまいります。

そうしたうえで、税理士、弁護士、サービサー等との連携を図り、法的整理や私的整理等を前提とした取引先の再起に向けた適切な助言、納得性を高めるための十分な説明を行ってまいります。

具体的な方策としては、以下の方策を実施し、事業の再建に向けた支援や債権放棄等による負担軽減を図ってまいります。

➤ **法的再生を利用した事業譲渡による整理**

法的手続きを利用することで、私的手続きによる金融支援だけでは再建が図れない先や収益を上げている部署の再生が可能となる場合があるため、事業譲渡を活用した再建可能性等について詳細な検討をまいります。

➤ **不採算事業部門と優良事業部門とに分離する会社分割による整理**

複数事業を営んでおり、一部に優良事業部門を保有する会社については、会社分割等による事業の再建可能性がないか慎重かつ詳細な検討をまいります。

➤ **コア事業の M&A や事業スポンサーへの売却による整理**

お取引先単体では赤字の現状から脱却が困難な場合であっても、買収企業とのシナジーによる収支の改善が見込める場合もあるため、外部専門家等との連携を図り M&A にも積極的に取り組んでまいります。

➤ **事業再生ファンドとの連携**

現時点では再建の可能性が見いだせなくても、真剣に事業再建に取り組めば、将来的には再建計画の策定が可能となる可能性のあるお取引先については、事業再生ファンド等への売却を検討まいります。

また、再建計画の策定が可能となる状況が到来した場合は、リファイナンスについても積極的に取り組んでまいります。

(ウ)復興ソリューションに関する方策

A. 復興支援ソリューションメニューの提供

被災した企業は震災・津波による工場や在庫への直接被害に加え、東京電力福島第一原発の影響等による二次被害を受けたことで多様な課題・ニーズを抱えております。これらの多様な課題・ニーズに対応するために、従来から実施しているビジネスマッチング、事業承継・M&A についての支援の取り組みをこれまで以上に強化してまいります。

茨城県は全国 2 位の農業生産額を誇る農業県であり、沿岸部における漁業・水産加工も盛んであり、東京電力福島第一原発の事故に伴う農畜水産分野への風評被害の影響は大きいことから、農畜水産業分野への支援を強化してまいります。また、東日本大震災以降、地域の中小企業の間でも、緊急事態発生時の事業継続、早期復旧を図る目的で、事業継続計画（BCP）の策定ニーズが急増しており、事業継続計画（BCP）策定についての支援を強化してまいります。

被災企業、被災者の様々なニーズに対応するための体制強化策として、「復興支援ソリューション対応専担者」をビジネスソリューション室に配置してまいります。

さらに、各営業店に、震災に関連した様々な悩み・ニーズの相談が気軽に出来る「相談窓口」を設置してまいります。営業店にて解決できない事項については、即座にビジネスソリューション室に繋ぎ、解決に向けた対応を行なってまいります。

(a) 被災企業・被災者に対するビジネスマッチングの支援強化

今回の震災の影響により、震災による直接被害による売上げの減少に加え、東京電力福島第一原発の風評被害による売上の減少を余儀なくされている取引先もあり、ビジネスマッチングの取り組みを強化してまいります。これまで当行内のネットワークで実施してまいりましたビジネスマッチングにつきましては、他行と連携した広域のビジネスマッチングを検討してまいります。具体的には、業務提携先であるあおぞら銀行等と連携したビジネスマッチングの推進や全国地方銀行協会で開催している加盟行における広域ビジネスマッチングへの参加を検討しております。また、当行で主催しているビジネス交流会においては、復興支援をテーマとし、風評被害の影響の大きい農畜水産業への支援として「食」と、他行と連携した「広域マッチング」中心に企画してまいります。さらに、震災により新たな需要やリスク管理が必要となった企業に対し、取引先の紹介等側面的な支援も今後積極的に行ってまいります。

震災により不良在庫が生じた取引先への支援として、ビジネスマッチング契約先である「リマーケット・エージェンシー」と連携し、不良在庫処分を支援してまいります。

また、企業と同様に被災された個人の方も震災に関連して様々な悩み、ニーズを持っています。例えば、震災により塀が倒壊し、修復したくても業者の手が回らず、なかなか修復できないなどといった悩みを持っている方に対し、業者の紹介をするなどの対応などにも積極的に取り組んでまいります。

(b) 事業承継・M&A の支援強化

高度成長期に創業した企業の経営者の高齢化に伴い中小企業の経営者の高齢化が進展し、事業承継に関する支援のニーズは高まってきております。

これまでも、営業店と本部が連携して当行取引先に対して事業承継の提案を実施するとともに、必要に応じて外部専門家との連携を取り、事業承継計画の作成支援を実施する等の事業承継対策に取り組んでおりますが、今回の震災の影響を受け、後継者がいない事業者においては、事業の継続を断念し、第三者へ事業譲渡するケースも増加すると考えられ、事業承継の出口の一つの手段として M&A に関する支援も積極的に取り組んでまいります。

具体的には、事業承継・M&A に関するセミナーの開催、専門家無料派遣サービス等を実施します。取引先の事業承継ニーズを発掘すると共に、その課題を抽出し、外部専門家と連携することで課題の解決に取り組んでまいります。地域の中小企業の後継者問題や将来不安を解消し、中小企業の存続と発展に有効な事業承継・M&A の支援を行ってまいります。

(c) 事業継続計画（BCP）策定支援の実施

東日本大震災以降、地域の中小企業の間でも、緊急事態発生時の事業継続、早期復旧を図る目的で、事業継続計画（BCP）の策定ニーズが急増しております。地域の中小企業では、これまで BCP 策定の認識が薄く、取り組みが遅れていたと言われていたことから、BCP 策定支援を実施してまいります。

BCP 策定支援として茨城県や茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会議所等の公的機関や団体と共に「事業継続計画（BCP）策定支援セミナー」開催を企画いたしました。当行は、今後も地域に役立つセミナー等の企画を県や市町村等と連携して行ってまいります。

(d) 農畜水産業分野への支援強化

当行はアグリビジネスに対する金融支援のほか、経営指導、商品 PR、新たな商品開発の支援、販路拡大、ビジネスパートナーの開拓など、様々なコンサルティング機能を発揮するため「農業経営アドバイザー」資格取得を推奨し、農業経営の相談役として、地域農業の担い手の育成に努めてまいります。

また、茨城県では水産物においても風評被害が広がっています。当行では新たに茨城県漁業信用基金協会と債務保証契約を締結するなどして金融支援を拡充し、ビジネスマッチング業務等において販売支援に取り組み、水産業分野への支援も強化してまいります。

また、国等で実施している施策である「地域資源活用」、「農商工連携」、「六次産業化」について、当行の取引先のニーズの発掘を行い、公的支援機関と連携して取り組んでまいります。

- ※「地域資源活用」・・・地域の農林水産品、産地の技術、観光資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化の支援事業
- ※「農商工連携」・・・中小企業者と農林漁業者が連携し、経営資源を有効に活用して新商品、新サービスの開発を支援する事業
- ※「六次産業化」・・・農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した産業の創設のための支援する事業

B. 自治体等外部機関と連携した取り組み

当行では、現在、茨城県や市町村等と連携した復興支援策の実施に向け、関係機関への積極的な働きかけを行っております。例えば、茨城県は平成 23 年 7 月末現在で復興支援プランの取りまとめに向けて動いている状況であります。地域金融機関としてそのプランに対してどのように直接的、間接的な支援が出来るか、意見交換を行っております。二重債務問題に関しましても、茨城県との意見交換を重ね、地域金融機関として適切な対応を行ってまいります。

(a) 地公体等と連携した地域活性化への取り組み

茨城県や中小企業振興公社、つくば研究支援センター等の公的支援機関が中心となって中小企業の経営課題を解決するための相談、助言を行う中小企業応援センター事業へ参加し、取引先の経営課題の解決に連携して取り組み、経営革新計画の策定支援等を行っております。今年度以降については、中小企業応援センター事業に代わる中小企業支援ネットワーク強化事業に参加し、経営革新計画の策定等の支援に取り組んでまいります。さ

らに、茨城県圏央道沿線地域産業交流活性化協議会等の地域活性化への取り組みに対して積極的に参加し、情報・ノウハウ・人材を提供し、地域活性化のため関与してまいります。

また、茨城県中小企業振興公社と協力・連携し県内企業の支援に取り組んでまいります。具体的な内容としましては、販路開拓支援の取り組みの一つとして当行で企画・運営しているビジネス交流会において、受発注企業の紹介や商談のコーディネート等において茨城県中小企業振興公社の協力を得て開催することを検討しております。

(b) 茨城県や市町村と連携した復興支援策の取り組み

茨城県や市町村及び各種支援機関等と連携し、震災によって生じたお客さまの経営課題や地域復興に必要な課題に対処し、地域社会や地域経済の復興・発展に貢献してまいります。震災からの復興は、国、県、市町村などと方向性を共にし、それら自治体と連携、協調した動きが求められます。自治体を中心となった復興支援事業に地域金融機関として関わりを持つことが重要と考えております。

▶ 「北茨城市東北地方太平洋沖地震貸付金保証制度」等の取扱い

前述した北茨城市との協定による「北茨城市東北地方太平洋沖地震貸付金保証制度」の取扱い金融機関は当行のみであり、これまで取引のないお客さまも対象として、速やかなご支援をいたしました。本件は、当行が自治体と連携して被災地域の面的支援を行った最初の取り組みであり、今後も本件のようなタイムリーな制度を、市町村等と連携して取り扱っていきたいと考えております。

▶ 茨城県の観光 PR への関与

平成23年7月には全国地方銀行協会を通じて全国の地方銀行のネットワークを活用し、茨城県商工労働部観光物産課が作成した茨城県の観光地パンフレットを観光 PR の一環として配布いたしました。今後も、茨城県や他行、他社との連携を深め、被災により大きな打撃を受けた茨城県の観光 PR に積極的に関与していく所存です。

▶ 茨城県製品の安全性 PR と販売支援

震災による農業・漁業・農水産加工業に対する影響も大きく、津波による流失や冠水等の直接被害に加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、野菜などの農産物や牛肉等の畜産物、コウナゴ等水産物の一部から放射性物質が検出されたことを契機に、茨

城県を含めた東日本地域の農水産物の取引を控える風評被害が広がっております。当行ではビジネスマッチング業務等において茨城県産品の安全性 PR と販売支援に取り組み、県産品の販売強化に取り組んでまいります。

一例として、平成 23 年 5 月 14 日には北都銀行（本店 秋田県秋田市）との共催で、秋田駅前において被災地応援即売会「がんばろう茨城」を企画、開催しました。当行からもボランティアで販売員として参加するなど、東京電力福島第一原発問題を起因として風評被害を受けている茨城県産品の安全性の PR を行ってまいりました。

今後も、全国地方銀行協会や他行との連携を深め、茨城県産品の PR 等にも積極的に関与し、また当行の懸賞品等にも茨城県産品等を取り入れるなど、積極的に関わっていく所存です。

また、茨城県産品の販売支援策として、生産者・加工業者と大手卸売り業者・ネット販売業者等とのコーディネートを行い、商品の改善指導や適正価格設定のアドバイス等を含めた、実効性の高いビジネスマッチングを進めてまいります。

(エ) その他の方策（CSR の観点も踏まえて）

➤ 筑波ボランティアクラブの立ち上げ

当行では今回の大震災を機に、ボランティア活動を通じて地域社会に貢献することを目的とした「筑波ボランティアクラブ」を立ち上げ、組織化した取り組みを始めております。

平成 23 年 7 月には地域の活性化のため、つくば本部ビルにて約 200 名の親子を集め「夏休み親子映画鑑賞会」を開催し、夏休みに家族と共に映画を見るひと時を提供いたしました。翌 8 月には行員 40 名の有志を募り、石巻市を訪れ、泥のかき出しや瓦礫の撤去等の災害地ボランティアを行ってまいりました。この企画につきましては希望者が多数であったため、第 2 回目の派遣も予定しております。

今後も、各地のお祭りやスポーツイベント等にボランティアの行員を派遣するなど、地域社会の復興に直接的また間接的に貢献してまいります。

➤ 支援物資の提供

震災当初には停電や断水が続き、津波や液状化現象の影響で避難所生活を余儀なくされた方がたくさんいらっしゃいます。当行では一部の地域ではありますが、飲料水や生活水、毛布などの支援物資を提供させていただきました。

➤ **ベルマーク収集活動の実施による被災地支援**

当行では各営業店にベルマーク収集BOXを設置し、お客さまや当行役職員からベルマークを集める活動を始めます。集めたベルマークを被災地の学校に寄贈することで、被災地の学校は学用品等の備品を購入することが出来ます。間接的ではありますが、被災地の学校そして子供たちの支援を行ってまいります。この企画はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との協賛で実施いたします。

➤ **他行預金の代理支払いの実施**

東日本大震災の被災者から当行以外の金融機関の預金払い戻しの申し出があった場合、当行が代理で預金払い戻しに応じております。震災直後の平成23年3月24日には、東邦銀行と福島銀行の2行からの要請に基づき払い戻しの特別措置対応を行ないました。その後、同年4月7日には全銀協のスキームが構築され、七十七銀行他8行の特別措置対応の追加を行いました。

➤ **東日本大震災復興応援定期預金の取扱い**

お客さまからお預かりした定期預金預入額に対して、一定の金額を当行が拠出して災害復興に対する義援金として寄付する商品を販売し、支援しております。この定期預金は、総額500億円の募集金額で販売を行い、100億円につき0.01%を当行が拠出し、義援金として茨城県と日本赤十字社に寄付いたします。取扱期間は平成23年4月25日から同年9月30日です。

当行は、今後も復興支援の一助となるような商品、サービスの企画を行ってまいります。

➤ **復興支援ファンド等の購入**

震災からの復興に寄与すると考えられる政府機関、地公体及び企業の発行する債券等に投資を行い、間接的に被災された方々の救援活動に貢献してまいります。平成23年6月には証券会社が組成した復興支援ファンドを3億円購入いたしました。このファンドは信託報酬の一部を被災地域の公的窓口等に寄付するというものです。今後とも同様の復興支援ファンドを購入するなど、間接的ではありますが、地域社会に貢献してまいります。

- **日本銀行宛「被災地域金融機関支援資金供給オペレーション」への参加**
日本銀行の「被災地域金融機関支援資金供給オペレーション」に参加し、手元資金を潤沢に整え、被災者の預金引き出しや資金需要にタイムリーに応えられる体制を構築し、地域復興を側面から支援してまいります。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当行の経営基盤である茨城県のビジョン・施策に則り、地域金融機関として金融商品による支援に加え、地方公共団体及び中小企業関係団体、研究機関等と連携して、地域経済の再生や地域の面的活性化に取り組んでまいり所存です。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(ア) 公的機関との連携による技術開発、製品化、商品化支援

業務提携先である株式会社つくば研究支援センター（以下、「つくば研究支援センター」という）、国立大学法人筑波大学産学連携本部産学リエゾン共同研究センター（以下、「産学リエゾン共同研究センター」という）を中心に、つくば市に立地する独立行政法人産業技術総合研究所に代表される各種の研究機関との連携を通じて、取引先への技術開発、製品化、商品化支援に取り組んでまいります。これまでの取り組みとしては、当行で開催するビジネス交流会に、つくば研究支援センター及び産学リエゾン共同研究センターに参加していただき、参加企業との相談の機会を提供しております。なお、これまで相談から共同研究にまで発展したものは1件です。

今後も引き続き、法人営業支援を担当するビジネスソリューション室及び産業調査等を担当している総合企画部調査広報室、茨城県、市町村等地公体を担当する営業推進部公務渉外室が連携して取り組む体制とし、つくば研究支援センター及び産学リエゾン共同研究センターに在籍するコーディネーターとの連携を強化してまいります。このような体制整備を行い、取引先企業のニーズに合致する研究機関を紹介して、製品化、商品化の支援を実効性の高いものとしてまいります。

また、支援機関等の実施する事業の活用として、「茨城県新分野開拓商品事業者認定制度」の申請支援にも取り組んでいく所存です。この制度は新規性・独創性等一定の基準を満たす新商品を生産する茨城県内の事業者の販路拡大支援を行う制度です。具体的には県のホームページや県が主催する各種イベント等において、広く新商品がPRされ、また、同様の認定制度を有する都道府県とのネットワークにより新商品の情報が全国に発信され

ることになります。当行では昨年度まで同制度を活用した支援は実績がありませんでしたが、今期から新たな支援ツールとして取り組みを始め、現在2先申請の手続きを準備しているところです。さらに、茨城県中小企業振興公社等と連携し、支援機関の実施する専門家派遣事業や販路開拓事業等の各種事業を活用することで、顧客ニーズに合わせた支援に取り組んでまいります。

(イ) 企業育成ファンドの活用

創業期の企業に必要な資金面の支援として「いばらきベンチャー企業育成ファンド」等の地域ファンドに出資を行うと共に、ベンチャー企業育成に必要な技術開発、事業展開支援に取り組んでおります。また、ベンチャーキャピタルに対する出資を行うことで、ベンチャーキャピタルと連携して、投資案件の発掘や出資希望の相談、創業者支援を行っております。これまでの、地域ファンドならびにベンチャーキャピタルへの投資実績は、5先、14億円です。地域ファンドを通じた地元ベンチャー企業への投資のほか、当行単体で地元ベンチャー企業に対して出資及び融資を実施しております。

今後は、ベンチャービジネスについてのノウハウ、人脈等の獲得のためベンチャーキャピタルに出向者を派遣し人材の育成を行い、ベンチャー企業育成に必要な支援を強化してまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

企業を良く知り、継続してモニタリングをすることで、適切な提案や本業支援が可能になると考えることから、次のような方策の継続実施または新たな実施に努めてまいります。

(ア) 全営業店による事業性融資全先訪問による関係強化

定期的なサイクルによる取引先への訪問により、経営の悩み等を率直に相談できる関係を構築し、これを通して得られた取引先の各種情報を基に実態把握を行っております。東日本大震災による直接的な被災者の実態だけでなく、二次被災者や間接的な被災者に対する情報収集も継続的に実施してまいります。

(イ) 取引先による経営の目標や課題の認識・主体的な取り組みの推進

取引先が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう、営業店による事業性融資全先訪問において、フェイストウフェイスによる質

の高いコミュニケーションを通じ、適切な助言を行ってまいります。営業店による助言だけでは十分な認識、主体的な取り組みが図れない取引先には、ブロック長や本部専担部署との帯同訪問によりシンプルで解り易い説明に努め、取引先が納得するまで何度でも真摯な対応を行っております。必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携する等の効果的な工夫を凝らしてまいります。

(ウ) 適切なソリューションの提案

財務データ等の定量的な情報を基礎として、これに企業の技術力、販売力や経営者の資質等の定性的な情報を加味して実態を把握したのち、困窮の要因を明確化し、取引先と経営課題を共有化したうえで、その課題に対する具体的な解決策を提案してまいります。この解決策の提案にあたっては、必要に応じ外部専門家、外部機関等と連携を実施して、取引先の財務の毀損度合いに応じた最適なソリューションを提案してまいります。具体的には、企業のそれぞれの発展段階に応じて、対応方針協議会における営業店との情報共有化を踏まえ、事業性融資先全先訪問により取引先の以下のニーズに対する最適なソリューションを提案してまいります。

- 売上・収益の増加に関するニーズ（ビジネスマッチング等）
- 企業価値向上に関するニーズ（ISO取得、外部格付け取得サービス等）
- 新たな事業展開のニーズ（M&A等）
- 海外進出のニーズ（海外情報提供等）
- 相続・後継者問題等の事業承継のニーズ（相続対策の情報提供等）
- 中小企業の資金調達ニーズ（動産・債権譲渡担保融資の活用）
- 事業再生支援のニーズ（経営改善支援、私的法的整理の支援等）

(エ) モニタリング強化とモニタリング精度の向上

ソリューションの実施状況をモニタリングするにあたっては、取引先の現場に直接訪問することを重視し、定量的な情報と定性的な情報を加味して実施しております。モニタリングは、計画の達成率やその要因分析をするだけでなく、計画の骨子についての進捗状況についてもフォローを実施していくことでモニタリングの精度の向上を図ってまいります。

また、モニタリングは年4回（3月、6月、9月、12月）実施しておりますが、計画期間中に当初想定し得ない事象が発生した場合や外部要因の急激な悪化等により計画を下回る場合には、現状を再分析し、新たな解決策を提案し計画の修正に取り組むよう提案・助言をしております。

特に、東日本大震災によって直接的・間接的な被災を受けたお客さまに対しては柔軟な対応を行っていく所存です。

(オ) 行員のスキルアップのための研修

取引先に対して組織全体として継続的な支援を推進していくには、行員一人ひとりの知識習得等のレベルアップが不可欠であることから、定期的に研修を開催し、常に行員のスキルアップを図っていきます。具体的な研修については、以下のような方策を実施していきます。

- 本部専担者による営業店行員向けの経営改善支援等の研修
- 営業店向けの経営改善計画策定システムの操作研修
- 外部専門家を招いての経営改善、事業再生等に関する講習
- 外部機関の経営改善、事業再生等に関する講習会への参加

③ 早期の事業再生に資する方策

地域密着型金融の取り組みの中で最近時（21年度、22年度）における事業再生支援の実績は、外部機関との連携が21先、外部専門家との連携が22先、DDSの実施が3先、プレパッケージ型民事再生活用とDIPファイナンスが各1先となっております。当行では、今後も、取引先が早期の事業再生に資すべく以下の方策に取り組んでまいります。

➤ 外部機関との連携

整理回収機構、再生支援協議会との協働

➤ 外部専門家との連携

中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等との協働および専門性の高い業種への最適な助言が可能となることから、新たなる外部専門家との連携の拡大（医療関係、農林漁業等の外部専門家等）

➤ DDS・DESやDIPファイナンスの活用、債権放棄の検討

取引先との取引状況等に応じ、外部専門家・外部機関等の助言を得つつ早期の事業再生の方策として以下の活用をしてまいります。

- ・ DDS（早期経営改善特例型および准資本金型）の活用
- ・ DESの活用
- ・ 私的整理・民事再生の活用
- ・ DIPファイナンスの活用
- ・ その他外部機関（民間サービサー、日本政策金融公庫等）との連携強化

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

中小企業の経営者の高齢化が進展し、事業承継に関する支援のニーズは年々高まってきています。これまでも、営業店と本部が連携して当行取引先に対して事業承継の提案を実施するとともに、必要に応じて外部専門家との連携を取り、事業承継計画の作成支援を実施する等の事業承継対策に取り組み、取引の高度化、親密化を図ってまいりました。主な取り組みといたしましては、企業ごとに事業承継にかかる問題点を精査しその解決策の提示を行い、さらに経営者の相続資産の評価に係る相談を行ってまいりました。

今回の震災を契機として、事業継承に関する支援のニーズは更に広がっていくものと思われます。後継者がいない事業者の中には、事業の継続を断念し、第三者へ事業譲渡等を検討するケースも増加すると考えられ、事業承継の出口の一手段である M&A の支援にも積極的に取り組んでまいります。

事業承継・M&A に関しましては中小企業には専門な知識が乏しく、また外部に相談し難い問題であるため、中小企業からの相談窓口を強化してまいります。具体的には、セミナーの開催や専門家無料派遣サービス等を実施し、取引先企業の事業承継ニーズの発掘に積極的に取り組み、外部専門家と連携して課題の解決に取り組めます。

これらにより、地域の中小企業の後継者問題や将来不安を解消し、中小企業の存続と地域の活性化を積極的に支援してまいります。

3. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

(1) 金額・条件

発行金額・条件については以下のとおりです。

	項目	内容
1	種類	株式会社筑波銀行第四種優先株式
2	申込期日（払込日）	平成 23 年 9 月 30 日
3	発行価額	1 株あたり 500 円
	非資本組入れ額	1 株あたり 250 円
4	発行総額	35,000 百万円
5	発行株式数	70 百万株
6	議決権	第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終了の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。）ただし、日本円 TIBOR（12 ヶ月物）または 8%のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当	第四種優先期末配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち第四種優先株主が有する第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	第四種優先株主は、取得請求期間中、当銀行が第四種優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 24 年 7 月 1 日
	取得請求期間の終了日	平成 43 年 9 月 30 日
	当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第 3 金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の 5 連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	【発行決議日前日の終値の 70%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）】
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成 33 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会開催日までの 30 連続取引日（当該日含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	第四種優先株式 1 株につき、第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、第四種優先株主が有する第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	【発行決議日前日の終値の 70%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）】

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

① 金額の算定根拠

平成23年3月末における当行の自己資本比率は単体で8.14%であり、国内基準行に求められている4%を大きく上回っており、健全性の面では懸念ないものと認識しております。

しかしながら、東日本大震災の発生により、直接的または間接的に影響を被ったお客さまに対して当行が十分な金融仲介機能を果たし、地域の面的再生に資するためには、今以上に磐石な財務基盤を構築する必要があります。また、東京電力福島第一原発問題に端を発した二次被害、間接被害による影響の先行きが未だ不透明であることから、予防的に自己資本、特にTier1の増強を行い、適切かつ積極的な信用供与を行う態勢を早急に整えなければなりません。平成23年3月末の当行のTier1比率は4.69%ですが、国の資本参加を350億円いただくことにより、公的資金受入れ時の平成23年9月末にはTier1比率は8.4%程度となる見込みであり、積極的な震災復興支援を行っていく態勢を整えることが出来ます。当行は、公的資金を受け入れることにより、震災復興に向けた資金需要に対しこれまで以上に積極的な信用供与を行っていくと共に、震災の影響により業況悪化が懸念されるお客さま、また業況悪化が顕在化したお客さまに対しても積極的な支援を行うことで、地域経済の面的な再生支援に取り組んでまいります。さらに、震災からの復興支援を長期に亘り継続して行っていくためには、計画期間中においても十分な自己資本を維持していく必要がありますが、国の資本参加を350億円いただくことによつて、計画期間中におきましても概ねこれを維持出来る見込みです。

なお、平成23年3月末の当行の自己資本比率は8.14%ですが、公的資金受入れ時の平成23年9月末には11.9%程度となる見込みです。

② 当該自己資本の活用方針

当行は、当該自己資本を基に、これまで以上に幅広いお客さまへの信用供与に務め、地域の面的再生に尽力してまいります。当行の主たる営業基盤である茨城県における社会経済及び活力ある地域の再生のために、県や市町村等との連携を密にし、将来を見据えた復興への取り組みを地域金融機関の使命として支援してまいります。

【自己資本比率とTier1比率の見込み】 (単位:%)

	23/3実績	23/9見込	24/3計画	25/3計画	26/3計画	27/3計画	28/3計画
自己資本比率	8.14	11.9程度	10.8程度	10.2程度	10.3程度	10.0程度	10.5程度
Tier1比率	4.69	8.4程度	8.4程度	8.0程度	8.2程度	8.5程度	8.7程度

* 自己資本比率は劣後性資本の償還により一時的に低下いたしますが、平成 27 年 3 月期以降は上昇に転じる見込みです。

4. 収益の見通し

(1) 平成 23 年 3 月期決算の概要

A. 預金・預かり資産

預金残高は、積極的な預金吸収に努めた結果、公金預金を中心に前年度末比 200 億円増加し、1 兆 9,623 億円となりました。また、預かり資産は、お客さまからの多様な資産運用ニーズにお応えするために投資信託、個人年金保険、外貨預金など多彩な金融商品を取り揃え、地域に密着した営業活動を展開しました。その結果、個人年金保険を中心に預かり資産全体では前年度末比 40 億円増加し、2,194 億円となりました。

B. 貸出金

貸出金残高は、依然として中小企業からの資金需要の低迷が続いたことから中小企業等向け貸出は前年度末比 276 億円減少しましたが、住宅ローンが前年度末比 150 億円増加するなど個人向け貸出等は順調に増加しました。その結果、貸出金全体では前年度末比 131 億円増加の 1 兆 4,779 億円となりました。

【資産・負債の状況】

(単位：億円)

	22/3 実績	22/9 実績	23/3 実績
資産の部	20,682	20,923	20,858
うち貸出金	14,648	14,505	14,779
うち有価証券	3,862	4,101	3,836
負債の部	20,237	20,454	20,421
うち預金	19,423	19,659	19,623
うち社債・借入金	291	291	303
資本金	313	313	313

C. 損益

平成 22 年 3 月の合併後、通期としては実質的に最初の決算となった平成 23 年 3 月期における損益の状況は、資金運用収益の増加に伴う資金利益の増加等により、コア業務純益は前年同期比 15 億 99 百万円増加の 47 億 71 百万円に、一般貸倒引当金が 17 億 10 百万円の取崩しとなったことにより、業務純益は同 42 億 73 百万円増加の 84 億 46 百万円となりました。また、経

常利益は業務純益の増加により前年同期比 31 億 59 百万円増加の 30 億 27 百万円に、当期純利益は特別損失に 12 億 68 百万円を計上しましたが、合併関連費用の減少等により前年同期比 42 億 87 百万円増加の 25 億 10 百万円となりました。

D. 自己資本比率

自己資本比率は、当期純利益 25 億 10 百万円を計上したこと等により、前年度末比 0.47 ポイント改善し、8.14%となりました。

E. 不良債権比率等

平成 23 年 3 月末の金融再生法開示債権残高は、取引先の経営改善支援に積極的に取り組み、資産の健全化を進めた結果、「要管理債権」は前年度末比 33 億円減少しましたが、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は同 31 億円増加したため、全体では横這いとなり当年度末残高は 754 億円となりました。一方、不良債権比率は正常債権の増加により、前年度末比 0.04 ポイント改善し 5.06%となりました。

F. 平成 23 年 3 月期決算における東日本大震災の影響

平成 23 年 3 月期決算では 13 億 37 百万円の震災関連費用を計上いたしました。内訳としまして、債務者区分の見直しや担保評価の見直しを行ったこと等による与信関連費用 12 億 16 百万円、支援物資購入費等の物件費及び震災に係る休日出勤や時間外勤務手当等の人件費を合わせて 33 百万円、さらに特別損失として店舗修繕費用や震災に伴う建物取り壊し費用、寄付金、見舞金等合計で 88 百万円です。

(2) 平成 23 年 9 月期以降の収益の見通し

平成 23 年 9 月期以降の収益の見通しにつきましては、東日本大震災における影響、特に二次被害、風評被害等による影響は計測しにくく、先行きの不透明感がありますが、現在掌握している情報、または予測し得る事象を折り込み、5 年間の収益の見通しを策定いたしました。

具体的な項目につきましては、以下のとおりです。業務粗利益は、各年度 370 億円前後程度で推移する見込みです。貸出金残高は復興支援資金の需要は見込まれるものの、貸出金利回りは復興支援資金の性格上からも低利に推移することを折り込んでおります。経費は、人件費、物件費共に合併効果が反映し平成 23 年 3 月期実績の 314 億円から徐々に削減が図られる見込みです。信用コストは、震災による影響を考慮し、平成 23 年 3 月期の実績が 24

億円ですが、平成 24 年 3 月期 34 億円程度、平成 25 年 3 月期 53 億円程度、以降各年度 55 億円前後と保守的に積み増ししております。足許であります平成 23 年 9 月期の信用コストには震災による影響として債務者区分の変更によるものを 3 億円程度、担保評価の下落によるものを 1 億円程度折り込んでおります。有価証券関連は、日経平均が 8,000 円で推移するという保守的な前提条件のもと予想される有価証券評価差損を、計画年度内において解消する計画としております。そのため、株式等関係損益につきましては、平成 24 年 3 月期 12 億円程度の損失、平成 25 年 3 月期 8 億円程度の損失、平成 26 年 3 月期以降 6 億円程度の損失を見込んでおります。

以上のことから、当期純利益は平成 24 年 3 月期 10 億円程度、平成 25 年 3 月期 11 億円程度、平成 26 年 3 月期 17 億円程度、平成 27 年 3 月期 23 億円程度、平成 28 年 3 月期 26 億円程度となる見通しです。

また、平成 29 年 3 月期以降につきましては、その前年度までの有価証券評価差損の解消完了により、株式等関係損益が改善することなどを考慮し、当期純利益を対前年度比 4 億円増加の 30 億円程度と見込んでおり、同年度以降は横這いに推移するものとしております。

【収益の見通し～主な損益項目】

(単位:億円)

	23/3 実績	23/9 見込	24/3 計画	25/3 計画	26/3 計画	27/3 計画	28/3 計画
業務純益	84	22	62	75	78	83	88
うち一般貸倒引当金繰入額	▲17	0	▲8	▲4	0	0	0
うち経費	314	156	309	295	288	284	280
業務粗利益	381	179	364	365	367	367	369
コア業務純益	47	26	55	68	76	81	85
臨時損益	▲54	▲17	▲53	▲61	▲58	▲57	▲59
うち不良債権処理損失額	▲41	▲14	▲42	▲57	▲56	▲55	▲57
うち株式等関係損益	▲8	▲5	▲12	▲8	▲6	▲6	▲6
経常利益	30	5	9	13	19	25	28
特別損益	▲2	2	5	▲1	▲1	▲1	▲1
当期純利益	25	7	10	11	17	23	26
利益剰余金	25	27	31	37	48	66	86

5. 剰余金の処分の方針

当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを利益配分の基本方針としております。平成24年3月期以降の配当は、優先株式については約定に従った配当を行うとともに、普通株についても上記基本方針に則り安定的な配当を行ってまいります。

当行は、東日本大震災により財務の状況が相当程度悪化しているお客さまに対する支援等を着実に行之つつ、平成43年3月末には利益剰余金の額が461億円まで積み上がり、公的資金350億円の返済財源が確保出来る見込みです。なお、当行は本計画以上に利益剰余金が積み上がった場合には、公的資金の早期返済を目指してまいります。

【当期純利益、利益剰余金の残高推移】 (単位：億円)

	23/3 実績	23/9 見込	24/3 計画	25/3 計画	26/3 計画	27/3 計画	28/3 計画
当期純利益	25	7	10	11	17	23	26
利益剰余金	25	27	31	37	48	66	86
	29/3 計画	30/3 計画	31/3 計画	32/3 計画	33/3 計画	34/3 計画	35/3 計画
当期純利益	30	30	30	30	30	30	30
利益剰余金	111	136	161	186	211	236	261
	36/3 計画	37/3 計画	38/3 計画	39/3 計画	40/3 計画	41/3 計画	42/3 計画
当期純利益	30	30	30	30	30	30	30
利益剰余金	286	311	336	361	386	411	436
	43/3 計画						
当期純利益	30						
利益剰余金	461						

6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

経営管理にかかる現状の体制は以下のとおりであり、適切な運営態勢を確保しております。なお、経営管理態勢につきましては、金融検査評定制度の活用等により、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適時適切に見直しを図ってまいります。

① ガバナンス体制

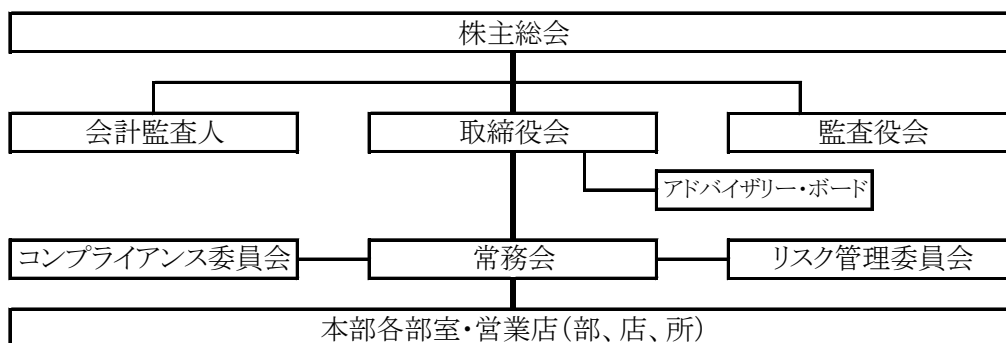
当行の取締役会は、社内取締役 12 名と社外取締役 1 名で構成され、重要な経営上の意思決定を行っております。なお、経営責任をより明確にする観点から、取締役の任期を 1 年とし、経営の意思決定の迅速化と適正な執行を促進するために、執行役員制度を導入しております。

また、常務取締役以上の役付役員によって構成される常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての重要事項の決定を行っております。

さらに、当行は取締役の職務執行を適正に監査し、経営に対するチェック機能を充実させるために監査役会を設置し、監査役機能を強化しております。監査役は、取締役会に出席し適宜意見を述べている他、本部及び営業店ならびに子会社を往査し、取締役等の業務執行状況を監査しています。会計監査人による本部内監査実施時には随時問題点や課題等について意見交換を行い、子会社及び営業店監査実施時には必要に応じて常勤監査役が立ち会い、監査終了後に意見交換を行っております。なお、監査役 5 名のうち 3 名は社外監査役です。

加えて、取締役会の助言機関として、社外有識者によって構成されるアドバイザリー・ボード（経営諮問会議）を設置しております。社外有識者から専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点により経営全般についての助言・提言をいただき、それを経営に反映させることで経営の健全性・効率性・透明性を高めることを目的としています。企業価値・株主価値を一層向上させ、コーポレート・ガバナンスを強化することで責任ある経営管理態勢の構築を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



② 内部統制基本方針

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会の決議のもと「内部統制システムの基本方針」を定め、当行及び関連会社の業務の適正性を確保するための体制を構築しております。

(ア) コンプライアンス体制

当行は、企業倫理の確立と法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その実現のためにコンプライアンス基本方針及び具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組んでおります。

(イ) 財務報告に係る内部統制の基本方針

当行は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応として、財務報告に係る内部統制を整備し、取締役会の決議のもと「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、その適切性を確保するための体制を構築しております。

(ウ) 顧客保護等管理態勢

当行は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針及び顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備しております。

③ リスク管理態勢

当行では、経営の健全性の維持と安定した収益確保の観点からリスク管理を最重要課題の一つと捉え、第一次中期経営計画においても「経営管理態勢の強化」を基本戦略の一つに掲げております。

リスク管理については、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理

規程」を制定し、管理方針や管理態勢等を定めております。これに基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）、レピュテーショナルリスク等主要なリスクについて、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努め、各リスク管理規程の整備、運用を行っております。

さらに、定期的開催するリスク管理委員会及び各リスクに対応する小委員会において、具体的な各リスクの評価、管理方針等の検討を加え適切なリスク管理に努めております。

統合的リスク管理については、「統合的リスク管理規程」に管理対象とするリスクの種類や統合的リスク管理体制等を定め、各種リスクを統合的に管理しております。具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクのリスク量を計測対象とし、Tier1を原資とする配賦資本（リスク資本）の範囲内にそれらのリスク量が収まっていることを定期的にモニタリングし、自己資本の充実度を評価しております。

（２） 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

当行は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行っております。また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンスやリスクの統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高めております。

内部監査部署である監査部は、各業務執行部門である本部及び営業店から独立した内部監査部門として、内部管理態勢の適切性・有効性についての監査を実施し、不備の指摘にとどまらず、その発生原因や管理態勢の問題点まで追究し、内部管理態勢の評価及び改善に向けた提言等を実施しております。内部監査の結果については取締役会へ報告するとともに、常勤監査役への報告も行っております。

また、会計監査人による外部監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

なお、業務執行に対する監査又は監督の体制につきましては、金融検査評定制度の活用等により、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適時適切に見直しを図ってまいります。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらについての今後の方針

① 信用リスク管理

当行では、信用リスクを最も影響の大きいリスクと位置付け、信用リスク管理部門、審査部門、営業推進部門を分離して相互牽制できる体制を整備するとともに、リスクと収益のバランス維持を基本方針とした「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底と審査態勢の充実、信用格付を前提としたプライシング、モニタリング、信用リスク計量化とポートフォリオ管理をはじめ、年度ごとに管理方針を明示して、信用リスク管理に係る基本的な考え方、取組姿勢などを徹底しております。

与信集中リスクについては、当リスクの顕在化が銀行経営に重大な影響を及ぼすことに鑑み、格付別・業種別等のリスク量の適正な把握に努め、適正なポートフォリオ管理を行うことにより、特定の業種及び特定のグループ等に対する過度な与信集中リスクの回避を図り、与信集中を抑制する対応を図っております。また、「信用格付」「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ定量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおり、計測したリスク量については経営陣に報告を行っております。

不良債権の削減については、本部と営業店が一体となり対応方針を策定し、その方針に基づいた不良債権削減策の管理強化を図っております。また、半期ごとに開示債権削減目標の策定を行い、目標を意識した行動の徹底を図るとともに、迅速な経営改善計画の策定及び実態把握に努め、延滞を含めた財務・資金繰り悪化先への早期対応により、不良債権の適切な削減を図っております。

不良債権の管理については、取引先の業況悪化等が発生した時に速やかに本部宛に取引先の状況速報を提出し、取引先の状況の変化に即した管理方針・整理方針協議を行っております。また、対応方針協議会で策定された方針については金融円滑化に配慮しつつ、管理・回収等の方針の進捗状況の確認、営業店への臨店指導や、取引先への本部行員による同行訪問等の営業店のサポートを行い、本支店一体となり不良債権の管理徹底を図っております。

今後につきましても、信用リスク管理の高度化をめざし信用リスクの計量化、与信集中の抑制及び不良債権の管理強化に努め、適切なリスクコントロールに努めてまいります。

② 市場リスク管理

当行では、市場の変動によるリスク(金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等)の重要性を十分に認識し、業務の健全性及び適切性を確保することを目的として「市場リスク管理規程」を定め、市場リスク管理部門、市場部門、営業推進部門、事務管理部門を明確に分離し、独立性を確保して相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。

また、各種のストレス事象(金利の上昇、株価等の下落等)によるストレステストを毎月実施し、その結果についてリスク管理委員会、常務会等へ報告しリスク管理の実効性を確保するよう努めております。

今後は、市場リスク管理の高度化を図るため、人材育成に努めるとともに、行内における市場リスク管理に関する情報、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場の外部環境等の情報を収集分析し、継続的にモニタリングを行い実効性のあるリスクコントロールに努めてまいります。

なお、当行が抱えている有価証券評価差損につきましては、経営の重要課題の一つとして認識していることから、これらを改善していくため今後 5 年間(平成 28 年 3 月期)を目途に有価証券ポートフォリオを再構築し、有価証券評価差損を計画的に解消していく方針であります。

③ 流動性リスク管理

当行では、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや、予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクを流動性リスクと捉えて、「流動性リスク管理規程」を定め、諸会議を通じて当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努めております。

今後は、不測の事態を想定した対応についても、危機対応訓練等を一層充実させて実施していくことで危機対応力の整備を図ってまいります。

④ 事務リスク管理

当行では、信頼性の高い堅確な事務処理体制による業務運営の定着化を図ることを目的として「事務リスク管理規程」を定め、事務取扱の基準となる事務手続きや職務権限規程等による管理体制と相互牽制に基づく事務リスク管理を行っております。

監査体制につきましては、事務処理状況、業務運営管理状況の検証と事故防止・不正防止の観点から、監査部による営業店、本部、関連会社の内部監査及び営業店における毎月の自店検査を実施しております。

また、事務指導を行う専門スタッフを配置し、事務部及び与信統括部による臨店事務指導を実施し、監査部と連携して事務処理や管理レベルの向

上に努め、各営業店の事務水準の一層の向上を目指してまいります。

⑤ システムリスク管理・顧客情報管理

当行では、システムの不備、コンピュータの誤作動や不正使用等により発生するリスクをシステムリスクと捉えて、「システムリスク管理規程」を定め、システム、データ、ネットワークの管理体制を構築し、厳正な管理・運営体制を敷いております。

さらに「セキュリティポリシー」や「顧客情報管理規程」に基づき、お客さまの大切な情報を守るため情報資産の保護の基本姿勢や管理体制を構築しております。今後は、事務・システム・人・有形資産・リーガルなど多岐にわたる損失情報の収集やデータの蓄積をすすめ、オペレーショナルリスク全般のリスクの大きさの把握に努めてまいります。

7. 経営強化のための計画の前提条件

本計画策定にあたっては、内外の金融・経済環境に不透明要素が多く残ることを踏まえ、前提となる指標のうち金利及び為替については平成23年7月末比横這いで試算しました。ただし、株価については長期的に低迷する可能性を保守的に考慮し、日経平均8,000円での横這いといたしました。尚、前提となる経済環境は以下のとおりです。

(前提となる経済環境)

震災後の日本経済は回復基調を辿っているものの、先行きについては電力供給不足と円高の進行が懸念される状況となっております。

また、海外経済は米国経済の減速や新興国の成長率鈍化が見込まれるなか、欧州の債務問題も深刻化しており、日本経済が回復基調に回帰するには時間を要すると思われれます。

(金利)

円高進行を阻止するため、日本銀行は追加の金融緩和策と為替介入を実施しましたが、今後も金融面から経済を下支えする姿勢を維持すると見られることから、さらなる金融緩和策の実施を含め超低金利政策は長期化することが予想されます。

(為替)

政府・日銀による為替介入により、一方的な円高進行は避けられると見られますが、米国をはじめとした海外経済の減速見通しから、円が買われやすい状況が続くことも想定されます。

(株価)

世界的に景気の回復には時間を要すると仮定した場合、外需依存型の日本経済の回復にも相当の時間を要し、企業収益及び株価の低迷が長期化することが想定されるため、その場合の株価の前提条件として、日経平均株価 8,000 円の横這いといたしました。

指標	23/3 実績	23/7 実績	23/9 前提	24/3 前提	25/3 前提	26/3 前提	27/3 前提	28/3 前提
無担保コール翌日物 (%)	0.062	0.078	0.078	0.078	0.078	0.078	0.078	0.078
日本円 TIBOR3 ヶ月 (%)	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
新発 10 年国債利回り (%)	1.255	1.080	1.080	1.080	1.080	1.080	1.080	1.080
ドル/円為替レート (円)	83.21	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85
日経平均株価 (円)	9,755	9,833	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※23/3 及び 23/7 の各実績値は、以下の数値を記載しております。

- 無担保コール翌日物・・・短資会社が公表する加重平均レート
- 日本円 TIBOR3 ヶ月・・・全銀協の午前 11 時公表値
- 新発 10 年国債利回り・・・日本相互証券株が公表する終値（単利）レート
- ドル/円為替レート・・・三菱東京 UFJ 銀行が公表する午前 10 時時点の
仲値レート
- 日経平均株価・・・終値

以 上

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

附則第2条に定められる提出書類

平成23年9月

株式会社 筑波銀行

内閣府令附則第2条第1号に係る書類

- (1) 株式の引受けに係る申込みの理由書

株式の引受けに係る申込みの理由書

平成 23 年 9 月 7 日

茨城県土浦市中央二丁目 11 番 7 号
株式会社 筑波銀行
取締役頭取 木村 興三

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 1 項に基づく株式の引受けに係る申込みの理由は以下のとおりです。

記

当行が主として業務を行っている地域は茨城県内全域とその周辺地域です。茨城県は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した巨大地震により県内各所に甚大な被害を受けております。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による茨城県内への影響も深刻であり、この二次被害、間接被害につきましては、今後どの程度影響が拡がるかが不透明であり、さらに拡大していくことが懸念されております。

当行のお客さまは、東日本大震災による地震・津波・液状化現象等により、事務所・工場・商品・在庫品・住宅等が直接的に被害を受けており、これらのお客さまに対する当行の与信残高は、平成 23 年 5 月末日現在、3,294 先で 1,656 億円となっております。その内訳は、大企業が 60 先で 441 億円、茨城県内を中心とした中堅・中小企業及び個人事業主が 737 先で 899 億円、個人の住宅ローン取引先が 2,497 先で 316 億円となっております。なお、県や市町村で災害救助法が適用になった自治体は 39 先で 1,534 億円に及びます。

平成 23 年 5 月末日における当行の総与信残高は 1 兆 4,711 億円であり、直接的に被害を受け被災者となったお客さまへの当行の信用供与残高（自治体を除く）は、総与信残高の 11.25%相当額となります。

以上のように、当行は、信用を供与しているお客さまの財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となったことから、当行は金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 1 項に定める震災特例金融機関等に該当するものと認識しております。

当行は、この度の東日本大震災において被災されたお客さまや間接的に損害を被ったお客さまに対して十分な金融仲介機能を果たし、震災復興に向けた取り組みに対する支援を積極的に行なっていくことが、地域金融機関としての使命と認識しております。かかる使命を万全の態勢で果たし、地域の中小企業等のお客さまへの安定的かつ円滑な資金供給機能をこれまで以上に積極的に果たし、地域の面的な再生に資するためには、財務基盤の更なる強化を図ることが必要であるとの判断に至り、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 1 項に基づき、国の資本参加を申請することといたしました。

以上

内閣府令附則第2条第2号に係る書類

(1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、自己資本比率を記載した書面

(連結)

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

連結損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日)

連結株主資本変動計算書 (平成23年3月31日現在)

連結自己資本比率

(単体)

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日)

株主資本変動計算書 (平成23年3月31日現在)

自己資本比率

(2) 最近の日計表

日計表 (平成23年8月31日現在)

(3) その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四半期報告書 (平成24年3月期第1四半期)

(1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、自己資本比率を記載した書面

【目次】

(連結)

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）	1
連結損益計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日）	2
連結株主資本変動計算書（平成23年3月31日現在）	3
連結注記表	5
連結自己資本比率	17

(単体)

貸借対照表（平成23年3月31日現在）	19
損益計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日）	20
株主資本変動計算書（平成23年3月31日現在）	21
個別注記表	23
自己資本比率	30

第87期末（平成23年3月31日現在）連結貸借対照表

株式会社 筑波銀行

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	191,686	預 金	1,954,882
買入金銭債権	653	債券貸借取引受入担保金	20,000
商品有価証券	611	借 用 金	13,800
金銭の信託	2,910	外 国 為 替	26
有 価 証 券	383,969	社 債	11,590
貸 出 金	1,480,234	新株予約権付社債	5,000
外 国 為 替	1,412	そ の 他 負 債	22,231
そ の 他 資 産	13,274	賞 与 引 当 金	828
有形固定資産	19,161	退 職 給 付 引 当 金	6,574
建 物	3,942	役員退職慰労引当金	13
土 地	8,171	執行役員退職慰労引当金	34
リース資産	4,369	睡眠預金払戻損失引当金	142
建設仮勘定	788	ポイント引当金	5
その他の有形固定資産	1,888	利息返還損失引当金	0
無形固定資産	3,448	偶発損失引当金	833
ソフトウェア	2,431	再評価に係る繰延税金負債	588
その他の無形固定資産	1,017	負 の の れ ん	398
繰延税金資産	10,918	支 払 承 諾	3,534
支払承諾見返	3,534	負 債 の 部 合 計	2,040,486
貸倒引当金	△ 26,440	(純資産の部)	
		資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	15,075
		利 益 剰 余 金	3,615
		自 己 株 式	△ 0
		株 主 資 本 合 計	50,059
		その他有価証券評価差額金	△ 5,042
		繰延ヘッジ損益	△ 408
		土地再評価差額金	185
		その他の包括利益累計額合計	△ 5,266
		少数株主持分	95
		純 資 産 の 部 合 計	44,888
資 産 の 部 合 計	2,085,374	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,085,374

第87期

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		49,044
資金運用収益	37,822	
貸出金利	33,014	
有価証券利息配当金	4,476	
コールローン利息及び買入手形利息	133	
債券貸借取引受入利息	4	
預け金利	181	
その他の受入利息	13	
役員取引等収益	7,263	
その他の業務収益	2,314	
その他の経常収益	1,643	
経常費用		45,568
資金調達費用	4,965	
預金利息	3,082	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	493	
借入金利息	425	
社債利息	387	
新株予約権付社債利息	224	
その他の支払利息	351	
役員取引等費用	3,125	
その他の業務費用	242	
営業経費	32,149	
その他の経常費用	5,086	
貸倒引当金繰入額	741	
その他の経常費用	4,344	
経常利益		3,475
特別利益		1,036
固定資産処分益	1	
償却債権取立益	1,027	
その他の特別利益	8	
特別損失		1,311
固定資産処分損失	111	
減損損失	137	
その他の特別損失	1,062	
税金等調整前当期純利益		3,200
法人税、住民税及び事業税	113	
法人税等調整額	251	
法人税等合計		364
少数株主損益調整前当期純利益		2,835
少数株主利益		15
当期純利益		2,819

第87期 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

株式会社 筑波銀行

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	31,368
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	31,368
資本剰余金	
前期末残高	16,678
当期変動額	
欠損填補	△ 1,603
当期変動額合計	△ 1,603
当期末残高	15,075
利益剰余金	
前期末残高	△ 821
当期変動額	
欠損填補	1,603
当期純利益	2,819
土地再評価差額金の取崩	18
連結子会社の減少による利益剰余金の減少	△ 3
当期変動額合計	4,437
当期末残高	3,615
自己株式	
前期末残高	△ 0
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 0
株主資本合計	
前期末残高	47,225
当期変動額	
欠損填補	-
当期純利益	2,819
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	18
連結子会社の減少による利益剰余金の減少	△ 3
当期変動額合計	2,834
当期末残高	50,059

(単位：百万円)

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 1,754
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,288
当期変動額合計	△ 3,288
当期末残高	△ 5,042
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 366
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 42
当期変動額合計	△ 42
当期末残高	△ 408
土地再評価差額金	
前期末残高	204
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 18
当期変動額合計	△ 18
当期末残高	185
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	△ 1,917
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,349
当期変動額合計	△ 3,349
当期末残高	△ 5,266
少数株主持分	
前期末残高	337
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 242
当期変動額合計	△ 242
当期末残高	95
純資産合計	
前期末残高	45,645
当期変動額	
当期純利益	2,819
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	18
連結子会社の減少による利益剰余金の減少	△ 3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,591
当期変動額合計	△ 757
当期末残高	44,888

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

筑波ビジネスサービス株式会社

筑波信用保証株式会社

筑波コンピュータサービス株式会社

いばぎん信用保証株式会社

株式会社いばぎんカード

筑波リース株式会社は、当行が保有する同社株式を売却したことにより、連結される子会社及び子法人等に該当しないこととなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、みなし売却日を当連結会計年度中としたため、損益計算書のみを連結しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

当行が計上している負ののれんは、4年間で均等償却しております。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 37,568 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社及び子法人等におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(14) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(16) リース取引の処理方法

(借主側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸主側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における「リース資産」の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は17百万円増加しております。

(17) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(19) 消費税等の会計処理

当行並びに主な連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用並びにその他の資産(繰延消費税等)に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は5百万円減少し、税金等調整前当期純利益は91百万円減少しております。

また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,422百万円、延滞債権額は71,995百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は213百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,452百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,084百万円であります。
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、信託譲渡をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は、61,075百万円であります。なお、当行はRMBSの劣後受益権45,759百万円を継続保有し、「貸出金」に37,541百万円、現金準備金として「現金預け金」に8,217百万円を計上しております。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,040百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|-----------|
| 有価証券 | 67,466百万円 |
| 現金預け金 | 11百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 2,583百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 20,000百万円 |
| 借入金 | 100百万円 |
- 上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券37,842百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は3,624百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、424,847百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが383,277百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 1,520百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,885百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 710百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,700百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,982百万円あります。
16. 1株当たりの純資産額 516円31銭

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 17,788	百万円
年金資産（時価）	8,391	
未積立退職給付債務	△ 9,396	
未認識数理計算上の差異	2,822	
連結貸借対照表計上額の純額	△ 6,574	
退職給付引当金	△ 6,574	

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,841 百万円、株式等売却損 1,018 百万円及び株式等償却 88 百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 33円75銭
3. 「その他の特別損失」には、合併関連費用 847 百万円を含んでおります。
4. 当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 137 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
茨城県内	営業店舗 23カ店	土地及び建物等	111 (土地 47、建物 63、その他 0)
	遊休資産 8カ所	土地及び建物	18 (土地 16、建物 2)
茨城県外	営業店舗 1カ店	建物	1 (建物 1)
	遊休資産 3カ所	土地	5 (土地 5)
合 計			137 (土地 68、建物 68、その他 0)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各社を1つの単位としております。

(回収可能価額)

当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	82,023	530	-	82,553	(注) 1
第一種優先株式	938	-	938	-	(注) 2
第二種優先株式	33	675	-	709	(注) 3
合 計	82,995	1,206	938	83,263	
自己株式					
普通株式	0	2	-	3	(注) 4
第一種優先株式	68	870	938	-	(注) 5, 6
合 計	68	873	938	3	

注 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、第一種優先株式からの買取請求による増加であります。

2. 第一種優先株式の発行済株式総数の減少は、消却による減少であります。

3. 第二種優先株式の発行済株式総数の増加は、第一種優先株式からの買取請求による増加であります。

4. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 第一種優先株式の自己株式の増加は、普通株式の取得請求 194 千株及び第二種優先株式の取得請求 675 千株に伴う増加であります。

6. 第一種優先株式の自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	第1回新株予約権付永久劣後社債	第三種優先株式	5,000,000	-	-	5,000,000	-	注

注. 上記新株予約権は、平成22年3月15日開催の取締役会において決議した新株予約権付永久劣後社債に係るものです。

3. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	412百万円	利益剰余金	5円	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第二種優先株式	42百万円	利益剰余金	60円	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務にかかる貸出金及び預金のほか、コールマネー、コールローン等を有しており、劣後ローン、社債等による資金調達を行っております。また、付随業務として、有価証券投資を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結される子会社及び子法人等が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、与信統括部が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署(フロントオフィス)と市場事務管理部署(バックオフィス)を明確に分離し、さらに市場リスク管理部署(ミドルオフィス)を設置して管理を行うとともに、リスク統括部署がこれを監視する体制とし、相互牽制機能を確保しております。

(i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠(投資額または保有額の上限)を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、自己資本比率規制(バーゼルⅡ)に基づく、アウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対処するため、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用している VaR の算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間 60 日（政策投資株式は 120 日、商品有価証券は 1 日）、信頼水準 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

平成 23 年 3 月 31 日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で 169 億円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出する VaR と実際の損失を比較するバックテストを実施し、有効性を確認しております。

また、VaR は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づき ALM 委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（(注 2) を参照願います。）

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	191,686	191,679	△ 6
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,880	6,726	△ 153
その他有価証券	374,820	374,820	—
(3) 貸出金	1,480,234		
貸倒引当金 (*1)	△ 25,909		
	1,454,324	1,462,181	7,856
資産計	2,027,711	2,035,408	7,696
(1) 預金	1,954,882	1,957,045	2,163
負債計	1,954,882	1,957,045	2,163
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(302)	(302)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(686)	(686)	—
デリバティブ取引計	(988)	(988)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間 1 年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間 1 年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は492百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算出された価額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出しております。将来キャッシュ・フローの見積りは、オプション評価の理論価格モデル等を使用して算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,993
② 組合出資金(*2)	633
合計	2,626

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	155,265	—	—	—	—	—
有価証券	54,108	82,721	108,473	41,444	69,154	7,886
満期保有目的の債券	382	2,218	433	390	1,310	2,144
その他有価証券のうち 満期があるもの	53,725	80,502	108,040	41,054	67,843	5,742
貸出金(*)	344,003	267,994	183,359	101,848	129,219	251,574
合計	553,377	350,716	291,832	143,293	198,374	259,461

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの 202,234 百万円は含めておりません。

(注4) 預金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,662,634	243,886	43,665	1,985	2,709	—
合計	1,662,634	243,886	43,665	1,985	2,709	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 2

2. 満期保有目的の債券 (平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,002	1,011	9
	地方債	2,830	2,877	47
	社債	109	109	0
	その他	789	790	1
	外国債券	789	790	1
	小計	4,731	4,789	57
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	395	395	△ 0
	社債	148	148	△ 0
	その他	1,605	1,394	△ 211
	外国債券	1,605	1,394	△ 211
	小計	2,149	1,937	△ 211
合計		6,880	6,726	△ 153

3. その他有価証券 (平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,113	983	130
	債券	118,194	117,338	855
	国債	84,028	83,431	596
	地方債	2,748	2,719	29
	社債	31,417	31,187	229
	その他	53,916	53,251	664
	外国債券	43,569	43,204	364
	その他	10,346	10,046	299
	小計	173,224	171,573	1,650
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,940	7,299	△ 1,358
	債券	144,127	145,901	△ 1,773
	国債	84,251	85,242	△ 990
	地方債	16,420	16,599	△ 178
	社債	43,456	44,060	△ 604
	その他	51,527	55,088	△ 3,560
	外国債券	35,057	35,618	△ 560
	その他	16,469	19,469	△ 3,000
小計	201,595	208,289	△ 6,693	
合計		374,820	379,863	△ 5,042

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,771	218	1,018
債券	136,250	1,602	150
国債	116,177	1,307	142
地方債	2,739	21	-
社債	17,333	273	8
その他	11,719	588	15
外国債券	10,685	502	-
その他	1,033	85	15
合計	151,741	2,409	1,184

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、149 百万円（うち、株式 88 百万円、その他 60 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月 1 ヶ月平均時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月 1 ヶ月平均時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,910	△ 89

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（重要な後発事象）

当行は、平成 23 年 4 月 1 日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による翌連結会計年度への損益影響額は 1,274 百万円を見込んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	31,368	31,368
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	16,678	15,075
	利益剰余金	△ 821	3,615
	自己株式(△)	0	0
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	455
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	337	95
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,473	1,988
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	45,089	47,710
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	45,089	47,710
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	362	348
	一般貸倒引当金	10,104	7,914
	負債性資本調達手段等	27,614	27,604
	うち永久劣後債務(注2)	5,000	5,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	22,614	22,604
	計	38,080	35,866
	うち自己資本への算入額 (B)	34,264	34,175
控除項目	控除項目(注4) (C)	7	7
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	79,346	81,879
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	927,408	911,848
	オフ・バランス取引等項目	13,750	10,921
	信用リスク・アセットの額 (E)	941,159	922,769
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	76,055	72,978
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,084	5,838
計 (E) + (F) (H)	1,017,214	995,748	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		7.80	8.22
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		4.43	4.79

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

第87期末（平成23年3月31日現在） 貸借対照表

株式会社 筑波銀行

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	190,935	預金	1,962,387
現金	36,420	当座預金	30,092
預け金	154,515	普通預金	701,978
買入金銭債権	653	貯蓄預金	12,222
商品有価証券	611	通知預金	6,466
商品国債	486	定期預金	1,168,095
商品地方債	125	定期積金	29,146
金銭の信託	2,910	その他の預金	14,384
有価証券	383,610	債券貸借取引受入担保金	20,000
国債	168,279	借用金	13,800
地方債	22,395	借入金	13,800
社債	75,131	外国為替	26
株	9,690	売渡外国為替	22
その他の証券	108,113	未払外国為替	4
貸出金	1,477,953	社債	11,590
割引手形	10,040	新株予約権付社債	5,000
手形貸付	99,229	その他の負債	16,472
証書貸付	1,299,211	未決済為替借	2
当座貸越	69,472	未払法人税等	181
外国為替	1,412	未払費用	6,788
外国他店預け	1,365	前受収益	1,282
取立外国為替	46	給付補てん備金	70
その他の資産	12,887	金融派生商品	993
未決済為替貸	8	リース債務	4,824
前払費用	3,176	資産除去債務	108
未収収益	2,128	その他の負債	2,220
金融派生商品	4	賞与引当金	792
その他の資産	7,568	退職給付引当金	6,528
有形固定資産	19,144	執行役員退職慰労引当金	34
建物	3,942	睡眠預金払戻損失引当金	142
土地	8,171	偶発損失引当金	833
リース資産	4,363	再評価に係る繰延税金負債	588
建設仮勘定	788	負ののれん	398
その他の有形固定資産	1,878	支払承諾	3,521
無形固定資産	3,418	負債の部合計	2,042,118
ソフトウェア	2,413	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	1,004	資本金	31,368
繰延税金資産	10,902	資本剰余金	15,075
支払承諾見返	3,521	資本準備金	9,376
貸倒引当金	△ 22,138	その他資本剰余金	5,698
		利益剰余金	2,528
		その他利益剰余金	2,528
		繰越利益剰余金	2,528
		自己株式	△ 0
		株主資本合計	48,972
		その他有価証券評価差額金	△ 5,042
		繰延ヘッジ損益	△ 408
		土地再評価差額金	185
		評価・換算差額等合計	△ 5,266
		純資産の部合計	43,705
資産の部合計	2,085,824	負債及び純資産の部合計	2,085,824

第87期 [平成 22年 4月 1日から
平成 23年 3月 31日まで] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		47,784
資	金 運 用 収 益	37,786	
	貸 出 金 利 息	32,987	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,470	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	133	
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	4	
	預 け 金 利 息	177	
	そ の 他 の 受 入 利 息	13	
役	務 取 引 等 収 益	6,636	
	受 入 為 替 手 数 料	1,694	
	そ の 他 の 役 務 収 益	4,942	
そ	の 他 業 務 収 益	2,315	
	外 国 為 替 売 買 益	55	
	債 券 派 生 商 品 収 益	2,190	
	金 融 派 生 商 品 収 益	16	
	そ の 他 の 業 務 収 益	52	
そ	の 他 経 常 収 益	1,045	
	株 式 等 売 却 益	219	
	そ の 他 の 経 常 収 益	826	
経	常 費 用		44,756
資	金 調 達 費 用	4,969	
	預 金 利 息	3,089	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	493	
	借 用 金 利 息	422	
	社 債 利 息	387	
	新 株 予 約 権 付 社 債 利 息	224	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	213	
	そ の 他 の 支 払 利 息	137	
役	務 取 引 等 費 用	3,339	
	支 払 為 替 手 数 料	341	
	そ の 他 の 役 務 費 用	2,997	
そ	の 他 業 務 費 用	242	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損 損	4	
	国 債 等 債 券 売 却 損 損	166	
	国 債 等 債 券 償 却 損 損	60	
	社 債 償 却 費 用	11	
営	そ の 他 経 常 費 用	31,977	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,228	
	貸 出 金 償 却 額	449	
	株 式 等 売 却 損 損	1,820	
	株 式 等 償 却 損 損	1,018	
	金 銭 の 信 託 運 用 損 損	88	
	そ の 他 の 経 常 費 用	85	
		766	
経	特 常 利 益		3,027
	固 定 資 産 処 分 益	1	
	償 却 別 損 損	1,027	
特	別 損 失		1,268
	固 定 資 産 処 分 損 損	109	
	減 損 損 損	137	
	そ の 他 の 特 別 損 損	1,021	
税	引 前 当 期 純 利 益		2,787
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	77	
法	人 税 等 調 整 額	200	
法	人 税 等 合 計		277
当	期 純 利 益		2,510

第87期 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

株式会社 筑波銀行

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	31,368
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	31,368
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	9,376
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	9,376
その他資本剰余金	
前期末残高	7,301
当期変動額	
欠損填補	△ 1,603
当期変動額合計	△ 1,603
当期末残高	5,698
資本剰余金合計	
前期末残高	16,678
当期変動額	
欠損填補	△ 1,603
当期変動額合計	△ 1,603
当期末残高	15,075
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 1,603
当期変動額	
欠損填補	1,603
当期純利益	2,510
土地再評価差額金の取崩	18
当期変動額合計	4,131
当期末残高	2,528
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 1,603
当期変動額	
欠損填補	1,603
当期純利益	2,510
土地再評価差額金の取崩	18
当期変動額合計	4,131
当期末残高	2,528
自己株式	
前期末残高	△ 0
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 0

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本合計	
前期末残高	46,444
当期変動額	
欠損填補	-
当期純利益	2,510
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	18
当期変動額合計	2,528
当期末残高	48,972
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 1,754
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,288
当期変動額合計	△ 3,288
当期末残高	△ 5,042
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 366
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 42
当期変動額合計	△ 42
当期末残高	△ 408
土地再評価差額金	
前期末残高	204
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 18
当期変動額合計	△ 18
当期末残高	185
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 1,917
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,349
当期変動額合計	△ 3,349
当期末残高	△ 5,266
純資産合計	
前期末残高	44,526
当期変動額	
当期純利益	2,510
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,349
当期変動額合計	△ 821
当期末残高	43,705

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,568百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理
----------	---

- (4) 執行役員退職慰労引当金
執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
8. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用ならびにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は5百万円減少し、税引前当期純利益は91百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 643百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,008百万円、延滞債権額は70,036百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は213百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,433百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,693百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 住宅ローン債権証券化（RMBS-Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当事業年度末残高は、61,075百万円であります。なお、当行はRMBSの劣後受益権45,759百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に37,541百万円、現金準備金として現金預け金中の「預け金」に8,217百万円を計上しております。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,040百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	67,466 百万円
現金預け金	11 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,583 百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000 百万円
借入金	100 百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 37,842 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 3,611 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、422,398 百万円であります。

このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 380,827 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△ 1,520 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,831 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 710 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 13,700 百万円が含まれております。
14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
15. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,982 百万円であります。
17. 1 株当たりの純資産額 503 円 14 銭
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 関係会社に対する金銭債権総額 503 百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額 7,504 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 34 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 2 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 19 百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | －百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 7 百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 220 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 1,257 百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 0 百万円 |

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
- (2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	筑波信用保証株式会社	100.000%	・当行ローンの保証 ・役員の兼任	被保証残高 保証料支払額 代位弁済受入額 (注1、2)	231,282 195 884	－ 支払保証料 －	－
子会社	いばぎん信用保証株式会社	100.000%	・当行ローンの保証 ・役員の兼任	被保証残高 保証料支払額 代位弁済受入額 (注1、2)	74,975 18 88	－ 支払保証料 －	－

(注) 1. 当行の子会社である筑波信用保証株式会社及びいばぎん信用保証株式会社より、当行の住宅ローン債権等に対する保証を受けております。なお、当該取引に係る条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

- (3) 兄弟会社等
該当ありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称または氏名	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	長野泰弘	なし	融資取引	資金の貸付 利息の受取 (注1)	－ 0	貸出金	10
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社カズマ興産 (注2)	なし	融資取引	資金の貸付 利息の受取 (注1)	13 1	貸出金	50
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社サクランボかわかみ (注3)	なし	融資取引	資金の貸付 利息の受取 (注1)	275 1	貸出金	227

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。

2. 株式会社カズマ興産は、当行役員である豊崎寛の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

3. 株式会社サクランボかわかみは、当行役員である豊崎寛の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

3. 1株当たり当期純利益金額 29円98銭

4. 「その他の特別損失」には、合併関連費用847百万円を含んでおります。

5. 当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 137 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
茨城県内	営業店舗 23 カ店	土地及び建物等	111 (土地 47、建物 63、その他 0)
	遊休資産 8 カ所	土地及び建物	18 (土地 16、建物 2)
茨城県外	営業店舗 1 カ店	建物	1 (建物 1)
	遊休資産 3 カ所	土地	5 (土地 5)
合 計			137 (土地 68、建物 68、その他 0)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	0	2	—	3	注 1
第一種優先株式	68	870	938	—	注 2、3
合 計	68	873	938	3	

注 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 第一種優先株式の自己株式の増加は、普通株式の取得請求 194 千株及び第二種優先株式の取得請求 675 千株に伴う増加であります。

3. 第一種優先株式の自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 2

2. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,830	2,877	47
	社債	109	109	0
	その他	789	790	1
	外国債券	789	790	1
	小計	3,729	3,777	48
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	395	395	△ 0
	社債	148	148	△ 0
	その他	1,605	1,394	△ 211
	外国債券	1,605	1,394	△ 211
	小計	2,149	1,937	△ 211
合計		5,878	5,715	△ 163

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	643
関連法人等株式	—
合計	643

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,113	983	130
	債券	118,194	117,338	855
	国債	84,028	83,431	596
	地方債	2,748	2,719	29
	社債	31,417	31,187	229
	その他	53,916	53,251	664
	外国債券	43,569	43,204	364
	その他	10,346	10,046	299
	小計	173,224	171,573	1,650
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,940	7,299	△ 1,358
	債券	144,127	145,901	△ 1,773
	国債	84,251	85,242	△ 990
	地方債	16,420	16,599	△ 178
	社債	43,456	44,060	△ 604
	その他	51,527	55,088	△ 3,560
	外国債券	35,057	35,618	△ 560
	その他	16,469	19,469	△ 3,000
	小計	201,595	208,289	△ 6,693
合計	374,820	379,863	△ 5,042	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,992
その他	633
合計	2,625

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3,771	218	1,018
債券	136,250	1,602	150
国債	116,177	1,307	142
地方債	2,739	21	—
社債	17,333	273	8
その他	11,719	588	15
外国債券	10,685	502	—
その他	1,033	85	15
合計	151,741	2,409	1,184

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、149百万円（うち、株式88百万円、その他60百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1ヶ月平均時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,910	△ 89

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	22,300	百万円
繰越欠損金	10,875	
有価証券償却	4,479	
退職給付引当金	3,114	
減価償却超過額	2,156	
その他有価証券評価差額金	2,626	
賞与引当金	320	
未収利息不計上額	241	
その他	3,306	
繰延税金資産小計	49,419	
評価性引当額	△ 36,362	
繰延税金資産合計	13,057	
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△ 1,421	
資産除去債務	△ 7	
退職給付信託設定益	△ 136	
その他有価証券評価差額金	△ 588	
繰延税金負債合計	△ 2,154	
繰延税金資産の純額	10,902	百万円

（重要な後発事象）

当行は、平成23年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による翌事業年度への損益影響額は、1,274百万円を見込んでおります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	31,368	31,368
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	9,376	9,376
	その他資本剰余金	7,301	5,698
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	△ 1,603	2,528
	その他	—	—
	自己株式(△)	0	0
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	455
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,473	1,988
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	43,970	46,528
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	43,970	46,528
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	362	348
	一般貸倒引当金	8,493	6,760
	負債性資本調達手段等	27,614	27,604
	うち永久劣後債務(注2)	5,000	5,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	22,614	22,604
	計	36,470	34,713
うち自己資本への算入額 (B)	33,668	34,142	
控除項目	控除項目(注4) (C)	7	7
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	77,631	80,664
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	921,737	908,218
	オフ・バランス取引等項目	15,106	10,908
	信用リスク・アセットの額 (E)	936,844	919,127
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	74,418	71,344
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,953	5,707
計 (E)+(F) (H)	1,011,263	990,471	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)		7.67	8.14
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100 (%)		4.34	4.69

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年3月31日	平成23年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	161	193
危険債権	531	534
要管理債権	60	26
正常債権	14,001	14,118

(2) 最近の日計表

日計表 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

日 計 表

(23 年 8 月末現在)

(金額単位:円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
現 金 預 け 金	76,771,740,770	預 金	2,022,729,109,895
現 金	29,969,819,159	当 座 預 金	26,539,446,065
(うち切手形)	(1,519,515,447)	普 通 預 金	755,260,284,244
外 国 通 貨	17,248,257	貯 蓄 預 金	12,381,079,405
金	0	通 知 預 金	1,386,256,883
預 け 金	46,784,673,354	定 期 預 金	1,175,340,959,857
(日銀当座預け金)	(18,173,538,963)	(うち自由金利定期預金)	(1,175,340,959,857)
(無利息預け金)	(12,065,893,185)	(うち変動金利定期預金)	()
(有利息預け金)	(16,545,241,206)	定 期 積 立 預 金	28,093,226,527
(譲渡性預け金)	()	別 段 預 金	16,779,049,015
コ ー ル ロ ー ン	143,000,000,000	納 税 準 備 預 金	306,843,765
円 建 コ ー ル ロ ー ン	143,000,000,000	非 居 住 者 円 預 金	884
外 貨 建 コ ー ル ロ ー ン	0	外 貨 預 金	6,641,963,250
買 入 先 勤 定 金	0	(金融機関預金)	()
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	譲 渡 性 預 金	0
買 入 手 形	0	コ ー ル マ ネ ー	0
(うち円建銀行引受手形)	()	円 建 コ ー ル マ ネ ー	0
買 入 金 銭 債 権	626,720,972	外 貨 建 コ ー ル マ ネ ー	0
コマーシャル・ペーパー	0	売 入 先 勤 定 金	0
その他の買入金銭債権	626,720,972	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	20,000,050,801
商 品 有 価 証 券	409,569,102	売 渡 手 形	0
商 品 国 債	259,542,340	(うち円建銀行引受手形)	()
商 品 地 方 債	150,026,762	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	0
商 品 政 府 保 証 債	0	借 用 金	14,600,000,000
貸 付 商 品 債 券	0	再 割 引 手 形	0
その他の商品有価証券	0	(うち日銀再割引手形)	()
金 銭 の 信 託	2,910,206,618	借 入 金	14,600,000,000
(うち特定金銭信託)	()	(うち日銀借入金)	()
有 価 証 券	383,920,434,281	当 座 借 越 金	0
国 債	163,357,558,539	外 国 為 替	23,800,507
(うち手元現在高)	()	外 国 他 店 預 り	0
地 方 債	25,326,513,564	外 国 他 店 借 越 金	0
短 期 社 債	0	売 渡 外 国 為 替	23,739,212
社 債	80,240,694,018	未 払 外 国 為 替	61,295
(公 社 公 団 債)	(29,522,371,499)	短 期 社 債	0
(金 融 債)	(16,363,692,070)	社 債 債 権	11,190,000,000
(事 業 債)	(34,354,630,449)	株 券 予 約 権 付 社 債	5,000,000,000
株 式	10,077,383,187	信 託 勘 定 借 越 金	0
(自 行 株 式)	()	そ の 他 の 負 債	8,973,750,577
(一 般 株 式)	(10,077,383,187)	未 決 済 為 替 借 越 金	6,701,327
外 国 証 券	76,514,537,010	未 払 法 人 税 等	0
(外 貨 建 外 国 証 券)	(10,039,090,122)	未 払 法 費	110,093,000
そ の 他 の 証 券	28,403,747,963	前 受 取 益	0
貸 付 有 価 証 券	0	従 業 員 預 り 金	0
(うち消費貸借型貸付債券)	()	給 付 補 填 備 金	73,355,798
貸 出 金	1,504,239,233,707	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
割 引 手 形	8,975,088,983	先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0
商 業 手 形	8,975,088,983	借 入 商 品 債 券	0
貸 付 金	1,495,264,144,724	借 入 有 価 証 券	0
手 形 貸 付	93,751,152,385	(うち消費貸借型借入債権)	()
(うちインフラローン)	()	売 付 商 品 債 券	0
証 書 貸 付	1,338,852,529,550	売 付 債 券	0
当 座 貸 越	62,660,462,789	金 融 派 生 商 品	0
外 国 為 替	8,814,116,436	一 一 ス 債 務	4,763,930,733
外 国 他 店 預 け	8,775,029,295	資 産 除 去 債 務	105,339,398
外 国 他 店 借 越 金	0	繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	0
買 入 外 国 為 替	0	代 理 店 借 越 金	7,917,584
取 立 外 国 為 替	39,087,141	未 払 配 当 金	81,193,638
そ の 他 の 資 産	12,722,421,218	未 払 送 金 為 替	0
未 決 済 為 替 貸 越 金	2,685,505	預 金 利 子 税 等 預 り 金	359,867,453
前 払 済 費 用	2,602,613,033	仮 受 取 金	2,252,447,480
未 取 得 取 益	0	債 権 貸 付 取 引 担 保 金	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	そ の 他 の 負 債	1,209,916,955
先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0	外 為 関 係 そ の 他 の 負 債	0
保 管 有 価 証 券 等	0	本 支 店 未 達 金	2,987,211
金 融 派 生 商 品	0	賞 与 引 当 金	792,882,653
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失 金	0	役 員 賞 与 引 当 金	0
社 債 発 行 損 引 金	0	退 職 給 付 引 当 金	6,528,831,202
社 債 発 行 費 用	0	債 権 売 却 損 失 引 当 金	0
代 理 店 貸 付 金	0	貸 倒 損 失 引 当 金	0
仮 払 金	1,160,312,166	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	8,580,965,642	隠 匿 預 金 払 戻 引 当 金	142,642,129
外 為 関 係 そ の 他 の 資 産	375,844,872	偶 発 損 失 引 当 金	833,718,903
本 支 店 未 達 金	0	そ の 他 の 引 当 金	29,255,834
有 形 固 定 資 産	20,509,530,986	特 別 上 の 引 当 金	0
建 物	4,171,860,268	(金融商品取引責任準備金)	()
土 地	8,358,278,777	繰 延 税 金 負 債	0
リ ー ス 有 形 固 定 資 産	4,363,851,395	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	584,080,156
建 設 仮 勘 定	1,740,796,670	支 払 承 諾	7,443,633,737
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,874,743,876	[負 債 計]	[2,098,871,756,394]
無 形 固 定 資 産	3,735,290,051	純 資 本	48,695,004,382
ソ フ ト ウ ェ ア	2,664,748,094	資 本 金	31,368,341,819
の れ	0	新 株 式 払 込 金	0
リ ー ス 無 形 固 定 資 産	0	資 本 剰 余 金	15,075,845,649
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,070,541,957	資 本 準 備 金	9,376,918,895
繰 延 税 金 資 産	10,637,833,297	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,698,926,754
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	利 益 剰 余 金	2,073,592,837
支 払 承 諾 見 返 金	7,443,633,737	利 益 準 備 金	91,064,600
△ 貸 倒 引 当 金	▲ 22,041,510,919	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,982,528,237
(△ 個 別 貸 倒 引 当 金)	▲ 15,327,993,276)	積 立 金	0
△ 貸 倒 引 当 金	0	繰 越 利 益 剰 余 金	1,982,528,237
		自 己 株 式	▲ 1,045,809
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	178,269,886
		新 株 子 約 権	0
		損 益 勘 定	6,132,459,480
		[資 本 の 部 合 計]	[54,827,463,862]
合 計	2,153,699,220,256	合 計	2,153,699,220,256

(3) その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

四半期報告書（平成 24 年 3 月期第 1 四半期）

四半期報告書

(第88期第1四半期)

株式会社筑波銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第88期第1四半期 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
【会社名】	株式会社筑波銀行
【英訳名】	Tsukuba Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 木村 興三
【本店の所在の場所】	茨城県土浦市中央二丁目11番7号
【電話番号】	土浦(029)821局8111(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員総合企画部長 木城 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東二丁目9番4号 株式会社筑波銀行東京支店
【電話番号】	東京(03)3835局6031(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長 杉山 勉
【縦覧に供する場所】	株式会社筑波銀行つくば営業部 (茨城県つくば市竹園一丁目7番) 株式会社筑波銀行東京支店 (東京都台東区台東二丁目9番4号) 株式会社筑波銀行松戸支店 (千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) つくば営業部は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第1四半期 連結累計期間	平成23年度 第1四半期 連結累計期間	平成22年度
		(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	12,711	11,632	49,044
経常利益	百万円	1,703	467	3,475
四半期純利益	百万円	1,045	668	—
当期純利益	百万円	—	—	2,819
四半期包括利益	百万円	△ 353	1,824	—
包括利益	百万円	—	—	△ 494
純資産額	百万円	45,039	46,256	44,888
総資産額	百万円	2,094,244	2,155,032	2,085,374
1株当たり四半期純利益金額	円	12.74	8.09	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	33.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	12.38	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	2.14	2.14	2.14

(注) 1 当行及び主な国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び平成23年度第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。

4 平成22年度第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当行グループの業績は以下のとおりとなりました。

財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比696億57百万円増加し、2兆1,550億32百万円となりました。

また、純資産は前連結会計年度末比13億68百万円増加し、462億56百万円となりました。

預金は、前連結会計年度末比673億8百万円増加し、2兆221億90百万円となりました。種類別構成比は、定期性預金59.34%、流動性預金39.71%、その他0.95%です。

貸出金は、前連結会計年度末比26億92百万円増加し、1兆4,829億27百万円となりました。国内業務部門が1兆4,783億76百万円、国際業務部門が45億50百万円です。業種別貸出状況は、個人を含めた「その他」が全体の30.82%を占め、以下「不動産業、物品賃貸業」14.60%、「地方公共団体」10.99%と続いております。

経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息の減少等により資金運用収益が前第1四半期連結累計期間比6億33百万円減少したことなどから同10億78百万円減少し、116億32百万円となりました。

一方、経常費用は、営業経費が前第1四半期連結累計期間比4億74百万円減少しましたが、国債等債券売却損等のその他業務費用が同4億78百万円増加したことや、株式等売却損等のその他経常費用が同3億94百万円増加したことなどから、同1億57百万円増加し、111億65百万円となりました。

この結果、経常利益は、前第1四半期連結累計期間比12億35百万円減少し、4億67百万円となりました。

四半期純利益は、経常利益が減少したものの、合併関連費用等の特別損失が前第1四半期連結累計期間比7億82百万円減少したこと等により、同3億76百万円の減少に止まり、6億68百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

「銀行業」における、当第1四半期連結累計期間の外部顧客に対する経常収益は114億50百万円、セグメント利益は3億31百万円となりました。

「その他」における、当第1四半期連結累計期間の外部顧客に対する経常収益は1億82百万円、セグメント利益は1億81百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、預金利息などの資金調達費用が減少しましたが、貸出金利息などの資金運用収益が減少したことから前四半期連結累計期間比3億99百万円減益の78億81百万円となりました。

一方、役務取引等収支は、主として投信販売手数料の増加等により前四半期連結累計期間比37百万円増益の11億3百万円となりました。

また、その他業務収支は、国債等債券売却損などのその他業務費用の増加等により前四半期連結累計期間の3億32百万円の利益から、1億25百万円の損失となりました。

部門別では、国内業務部門の資金運用収支は76億96百万円、役務取引等収支は14億4百万円、その他業務収支は1億34百万円の損失となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	8,074	205	△0	8,280
	当第1四半期連結累計期間	7,696	234	50	7,881
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	9,461	264	26	53 9,646
	当第1四半期連結累計期間	8,830	285	53	50 9,012
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	1,387	59	27	53 1,365
	当第1四半期連結累計期間	1,133	51	3	50 1,131
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,358	2	295	1,065
	当第1四半期連結累計期間	1,404	2	304	1,103
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,175	10	348	1,837
	当第1四半期連結累計期間	2,217	8	357	1,868
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	817	7	52	771
	当第1四半期連結累計期間	812	6	53	765
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	300	32	0	332
	当第1四半期連結累計期間	△134	8	—	△125
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	315	32	0	347
	当第1四半期連結累計期間	360	8	—	369
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	15	—	—	15
	当第1四半期連結累計期間	494	—	—	494

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第1四半期連結累計期間2百万円、当第1四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。

4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、投信販売手数料等のその他業務の増加により前四半期連結累計期間比30百万円増加し18億68百万円となりました。役務取引等費用は前四半期連結累計期間比6百万円減少し7億65百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,175	10	348	1,837
	当第1四半期連結累計期間	2,217	8	357	1,868
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	452	1	0	453
	当第1四半期連結累計期間	437	1	0	438
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	426	8	0	434
	当第1四半期連結累計期間	394	7	0	401
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	3	—	—	3
	当第1四半期連結累計期間	2	—	—	2
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	67	—	—	67
	当第1四半期連結累計期間	73	—	—	73
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	91	—	0	91
	当第1四半期連結累計期間	115	—	—	115
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	257	0	50	207
	当第1四半期連結累計期間	177	0	52	124
うちその他業務	前第1四半期連結累計期間	877	—	297	580
	当第1四半期連結累計期間	1,016	—	304	712
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	817	7	52	771
	当第1四半期連結累計期間	812	6	53	765
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	83	3	0	87
	当第1四半期連結累計期間	79	3	0	82

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。
 3 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	1,963,970	4,633	7,737	1,960,866
	当第1四半期連結会計期間	2,023,435	6,322	7,567	2,022,190
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	735,643	—	1,447	734,195
	当第1四半期連結会計期間	804,167	—	1,157	803,009
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	1,214,511	—	6,290	1,208,221
	当第1四半期連結会計期間	1,206,376	—	6,410	1,199,966
うちその他	前第1四半期連結会計期間	13,815	4,633	—	18,448
	当第1四半期連結会計期間	12,892	6,322	—	19,214
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前第1四半期連結会計期間	1,963,970	4,633	7,737	1,960,866
	当第1四半期連結会計期間	2,023,435	6,322	7,567	2,022,190

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成22年6月30日		平成23年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,438,484	100.00	1,478,376	100.00
製造業	135,653	9.43	127,899	8.65
農業、林業	6,664	0.46	6,313	0.43
漁業	480	0.03	314	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	3,362	0.23	3,494	0.24
建設業	84,946	5.90	78,848	5.33
電気・ガス・熱供給・水道業	2,392	0.17	1,517	0.10
情報通信業	7,133	0.50	7,375	0.50
運輸業、郵便業	47,413	3.30	40,330	2.73
卸売業、小売業	118,932	8.27	109,090	7.38
金融業、保険業	97,034	6.75	97,874	6.62
不動産業、物品賃貸業	224,903	15.63	215,840	14.60
学術研究、専門・技術サービス	7,571	0.53	9,405	0.63
宿泊業	9,538	0.66	7,359	0.50
飲食業	17,535	1.22	16,482	1.11
生活関連サービス業、娯楽業	27,082	1.88	27,071	1.83
教育、学習支援業	8,273	0.58	8,277	0.56
医療・福祉	61,093	4.25	60,433	4.09
その他のサービス	55,113	3.83	42,376	2.87
地方公共団体	142,473	9.90	162,438	10.99
その他	380,892	26.48	455,640	30.82
国際業務部門	6,111	100.00	4,550	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	6,111	100.00	4,550	100.00
合計	1,444,596	—	1,482,927	—

(注) 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

銀行業

新設

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	川島支店 玉戸支店	茨城県筑西市女方30番1	店舗	1,502.91 (1,502.91)	464.16	平成23年5月

(注) 1 上記新築移転は、ランチ・イン・ランチ(店舗内店舗)形式での店舗統合であります。

2 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第二種優先株式	709,500
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注)計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であり ます。(注1、3)
第二種優先株式	709,500	同 左	—	単元株式数は100株であり ます。(注2、3、4)
計	83,263,221	同 左	—	—

(注1) 普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

(注2) 第二種優先株式の内容は次のとおりです。

1 優先配当金

(1) 優先配当金

利益配当金を支払うときは、毎年3月31日現在の本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、本優先株式1株につき年60円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000円を支払う。本優先株主に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

- 4 株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等
 (1) 法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 (2) 第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 5 金銭を対価とする取得条項
 (1) 金銭を対価とする取得条項
 平成27年10月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
 (2) 取得と引換えに交付すべき財産
 第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき3,000円を交付する。
- 6 優先順位
 第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式に係る優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。
- 7 法令変更等
 法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (注3) 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
 (注4) 第二種優先株式については、利益配当金の支払および残余財産の分配について普通株式に優先すること並びに金銭を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しないとされています。
 (注5) 第三種優先株式10,000千株について、当該株式の発行数はありません。但し、第三種優先株式を取得目的とした新株予約権が付された新株予約権付社債を平成22年3月31日に発行しております。
 (注6) 第四種優先株式100,000千株について、当該株式の発行数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日	—	83,263	—	31,368	—	9,376

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	(自己保有株式) —	—	—
議決権制限株式(その他)	第二種優先株式 709,500	7,095	優先株式については、前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,180,000	821,800	—
単元未満株式	普通株式 370,321	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第二種優先株式 709,500	—	—
総株主の議決権	—	828,895	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株（議決権3個）が含まれております。

「完全議決権株式（自己株式等）」の中には、株主名簿上は当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。

また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式21株が含まれております。

2 第二種優先株主は、平成23年5月12日開催の取締役会において優先配当金の額全部の支払について決議したことにより、第87期定時株主総会において議決権を有しておりませんが、定款変更に伴う種類株主総会において議決権を有しております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	3,400	—	3,400	0.00
計	—	3,400	—	3,400	0.00

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。
なお、当該株式数は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
現金預け金	191,686	202,311
コールローン及び買入手形	—	90,000
買入金銭債権	653	652
商品有価証券	611	396
金銭の信託	2,910	2,922
有価証券	※2 383,969	※2 349,640
貸出金	※1 1,480,234	※1 1,482,927
外国為替	1,412	1,358
その他資産	13,274	14,001
有形固定資産	19,161	19,607
無形固定資産	3,448	3,378
繰延税金資産	10,918	10,899
支払承諾見返	3,534	3,452
貸倒引当金	△26,440	△26,515
資産の部合計	2,085,374	2,155,032
負債の部		
預金	1,954,882	2,022,190
債券貸借取引受入担保金	20,000	20,000
借入金	13,800	14,600
外国為替	26	34
社債	11,590	11,190
新株予約権付社債	5,000	5,000
その他負債	22,231	24,093
賞与引当金	828	216
退職給付引当金	6,574	6,164
役員退職慰労引当金	13	8
執行役員退職慰労引当金	34	32
睡眠預金払戻損失引当金	142	125
ポイント引当金	5	6
利息返還損失引当金	0	0
偶発損失引当金	833	709
再評価に係る繰延税金負債	588	584
負ののれん	398	364
支払承諾	3,534	3,452
負債の部合計	2,040,486	2,108,775

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第1 四半期連結会計期間 (平成23年 6月30日)
純資産の部		
資本金	31,368	31,368
資本剰余金	15,075	15,075
利益剰余金	3,615	3,836
自己株式	△0	△0
株主資本合計	50,059	50,279
その他有価証券評価差額金	△5,042	△3,871
繰延ヘッジ損益	△408	△427
土地再評価差額金	185	178
その他の包括利益累計額合計	△5,266	△4,120
少数株主持分	95	97
純資産の部合計	44,888	46,256
負債及び純資産の部合計	2,085,374	2,155,032

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
経常収益	12,711	11,632
資金運用収益	9,646	9,012
(うち貸出金利息)	8,343	7,737
(うち有価証券利息配当金)	1,141	1,203
役務取引等収益	1,837	1,868
その他業務収益	347	369
その他経常収益	879	※1 382
経常費用	11,007	11,165
資金調達費用	1,368	1,133
(うち預金利息)	895	655
役務取引等費用	771	765
その他業務費用	15	494
営業経費	8,119	7,645
その他経常費用	※2 732	※2 1,127
経常利益	1,703	467
特別利益	265	320
固定資産処分益	—	1
貸倒引当金戻入益	86	—
償却債権取立益	179	—
退職給付制度改定益	—	318
特別損失	829	47
固定資産処分損	35	6
減損損失	2	12
合併関連費用	663	—
その他	※3 127	28
税金等調整前四半期純利益	1,140	740
法人税、住民税及び事業税	29	42
法人税等調整額	41	27
法人税等合計	70	69
少数株主損益調整前四半期純利益	1,069	671
少数株主利益	24	2
四半期純利益	1,045	668

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,069	671
その他の包括利益	△1,423	1,153
その他有価証券評価差額金	△1,337	1,171
繰延ヘッジ損益	△85	△18
四半期包括利益	△353	1,824
親会社株主に係る四半期包括利益	△377	1,821
少数株主に係る四半期包括利益	24	2

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第1四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第1四半期連結累計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」については遡及処理を行っておりません。
(確定拠出年金制度への移行) 当行は、平成23年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 本移行により、特別利益に退職給付制度改定益として318百万円を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)																
※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">2,422百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">71,995百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">213百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">2,452百万円</td> </tr> </table> なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	破綻先債権額	2,422百万円	延滞債権額	71,995百万円	3ヵ月以上延滞債権額	213百万円	貸出条件緩和債権額	2,452百万円	※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">2,435百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">66,931百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">569百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">2,221百万円</td> </tr> </table> なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	破綻先債権額	2,435百万円	延滞債権額	66,931百万円	3ヵ月以上延滞債権額	569百万円	貸出条件緩和債権額	2,221百万円
破綻先債権額	2,422百万円																
延滞債権額	71,995百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	213百万円																
貸出条件緩和債権額	2,452百万円																
破綻先債権額	2,435百万円																
延滞債権額	66,931百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	569百万円																
貸出条件緩和債権額	2,221百万円																
※2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,982百万円であります。	※2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,882百万円であります。																

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
—————	※1 その他経常収益には、償却債権取立益105百万円を含んでおります。
※2 その他経常費用には、貸出金償却114百万円を含んでおります。	※2 その他経常費用には、貸出金償却89百万円、貸倒引当金繰入額206百万円、株式等売却損606百万円及び株式等償却120百万円を含んでおります。
※3 その他の特別損失には、資産除去債務会計の適用に伴う影響額86百万円を含んでおります。	—————

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
減価償却費	673百万円	減価償却費	565百万円
負ののれんの償却額	53百万円	負ののれんの償却額	34百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	412	5	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
	第二種 優先株式	42	60	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	11,960	750	12,711	—	12,711
セグメント間の内部経常収益	32	439	471	△ 471	—
計	11,993	1,189	13,183	△ 471	12,711
セグメント利益	1,464	172	1,636	66	1,703

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、信用保証業、クレジットカード業、システム受託業、リース業を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額66百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
5. リース業を行っている筑波リース株式会社は、当第1四半期連結会計期間の末日に当行が保有する同社株式を売却したものとみなし、連結の範囲から除外しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	11,450	182	11,632	—	11,632
セグメント間の内部経常収益	58	370	428	△ 428	—
計	11,508	552	12,061	△ 428	11,632
セグメント利益	331	181	513	△ 45	467

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、信用保証業、クレジットカード業、システム受託業を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額△45百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,002	1,011	9
地方債	3,226	3,273	46
社債	258	258	0
その他	2,394	2,184	△210
外国債券	2,394	2,184	△210
合計	6,880	6,726	△153

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	8,282	7,054	△1,228
債券	263,240	262,322	△918
国債	168,674	168,279	△394
地方債	19,318	19,169	△149
社債	75,248	74,873	△374
その他	108,339	105,443	△2,896
外国債券	78,822	78,627	△195
その他	29,516	26,815	△2,700
合計	379,863	374,820	△5,042

II 当第1四半期連結会計期間

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,001	1,010	9
地方債	3,104	3,191	86
社債	232	233	0
その他	2,399	2,216	△182
外国債券	2,399	2,216	△182
合計	6,738	6,652	△86

2. その他有価証券(平成23年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	6,794	5,977	△817
債券	231,182	230,809	△373
国債	137,837	137,856	18
地方債	18,766	18,782	15
社債	74,577	74,170	△407
その他	106,501	103,820	△2,680
外国債券	78,763	79,023	259
その他	27,737	24,797	△2,940
合計	344,478	340,607	△3,871

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、上場株式92百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて期末月1ヶ月平均時価が50%以上下落した銘柄については、一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、回復可能性がある場合を除き、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託の取得原価等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第1四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	12.74	8.09
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	1,045	668
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	1,045	668
普通株式の期中平均株式数	千株	82,031	82,550
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	12.38	—
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
うち優先配当額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	2,364	—
うち優先株式	千株	2,364	—

なお、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年5月12日開催の取締役会において平成23年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

①配当金の総額

普通株式 412百万円
第二種優先株式 42百万円

②1株当たりの金額

普通株式 5円
第二種優先株式 60円

③支払請求権の効力発生日及び支払開始日

平成23年6月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 8 日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 野 佳 樹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【会社名】	株式会社筑波銀行
【英訳名】	Tsukuba Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 木村 興三
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	茨城県土浦市中央二丁目11番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社筑波銀行つくば営業部 (茨城県つくば市竹園一丁目7番) 株式会社筑波銀行東京支店 (東京都台東区台東二丁目9番4号) 株式会社筑波銀行松戸支店 (千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) つくば営業部は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取木村興三は、当行の第88期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。